

# 琉球大学学術リポジトリ

## 琉球問題と清国ジャーナリズム (資料篇1)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/349">http://hdl.handle.net/20.500.12000/349</a>

# 琉球問題と清国ジャーナリズム (資料篇 I)

西里喜行

The problem of the title to the Ryukyu Islands and the  
Attitudes of Journalism in China (Materials, Part I)

Kikō NISHIZATO \*

## Summary

It is well-known that the problem of the title to the Ryukyu Islands had surfaced as one of the focus of the international concern in East Asia until 1880's since 1870's, and this problem had become an important diplomatic issue between Japan and China on the day.

Exactly at the same period, a lot of modern newspaper and magazine for Chinese readers was launched in China. These newspapers and magazines come to accomplish the role as the medium by which the Chinese nationalism was formed facing the foreign tension such as the problem of the title to Ryukyu Islands.

Some sheets of newspapers and magazines to represent Chinese journalism at that time are as follows; the Shenbao (申報), the Wanguo Gongbao (万国公報), Yiwenlu (益聞錄) in Shanghai and the Xunhuan Ribao (循環日報) in Hongkong.

In this text, the articles and the editorials printed to the above-mentioned four sheets of newspapers and magazines concerning the problem of the title to Ryukyu Islands are collected in order of the date.

---

\* Department of Social Sciences, Coll. of Educ., Univ. of the Ryukyus.

# 琉球問題と清国ジャーナリズム（資料篇Ⅰ）

西里喜行

## 目次

### 解題

- 一 清国ジャーナリズムにおける琉球問題関連記事・論説見出し及び概要読み下し文
- 二 『万国公報』掲載の琉球問題関連記事・論説原文
- 三 『益聞録』掲載の琉球問題関連記事・論説原文
- 四 『万国公報』掲載の琉球問題関連記事・論説原文
- 五 『益聞録』掲載の琉球問題関連記事・論説原文
- A 「申報」の関連記事・論説見出し及び概要読み下し文
- B 「循環日報」の関連記事・論説見出し及び概要読み下し文
- C 『万国公報』の関連記事・論説見出し及び概要読み下し文
- D 『益聞録』の関連記事・論説見出し及び概要読み下し文（以上、第三八集）
- 二 「申報」掲載の琉球問題関連記事・論説原文
- 三 「循環日報」掲載の琉球問題関連記事・論説原文

## 解題

清末民初のジャーナリズム研究の先駆者として知られる戈公振は、中国におけるジャーナリズムの発展過程を、官報独占時期、外報創始時期、民報勃興時期、民国成立以後に区分しつつ次のように指摘している。――「官報は民意を反映することはできなかった。外報はただ外国人の意思を代弁し得るだけで、たとえその執筆者に中国人がいたとしても新聞経営の趣旨は異なり、たとえそこで発言しても意を尽くすことはできなかった。わが中国における民報の誕生について言えば、同治二年（一八七三年）に漢口で出版された昭文新報が最初である。ついで、同治十三年（一八七四年）に上海で出版された匯報、香港で出版された循環日報、光緒二年（一八七六年）に上海で出版された新報、及び光緒十二年（一八八六年）に広州で出版された広報がある。この四紙はいづれも当時外国事情を熟悉していたものが発行したものである」と。

戈公振のいう「民報勃興時期」とは一九世紀の七〇〇八〇年代以後のことである。この時期はまさに清国における近代的ジャーナリズムの形成期であったといえる。では、なぜこの時期に「民意を反映」した民報が勃興し、近代的ジャーナリズムの萌芽を形成するに至ったのであろうか。

一九世紀七〇〇八〇年代の清国は、対内的には洋務運動Ⅱ「上からの近代化」を推進し、「同治中興」と称される相対的安定期の延長線上にあったが、対外的には領域内の辺疆および周辺諸國をめぐめる資本主義列強との緊張を強いられ、前近代的な伝統的国際秩序Ⅱ冊封体制の崩壊の危機に直面していた。台湾事件、伊犁問題、琉球問題、朝鮮問題、越南問題、緬甸問題等々である。

清国の皇帝と周辺諸國の國王の間の君臣關係に擬せられた宗主國と屬

國との關係（宗屬關係）を基礎とする東アジアの伝統的な国際秩序Ⅱ冊封体制に、最初の打撃を加えたのは成立後まもない明治政府の台湾出兵であった。一八七四年に万国公法（国際法）を振りかざしつつ強行された台湾出兵は、明治政府の内外政策のなかで、後統の琉球問題と密接に連関させられていたことから、伝統的な国際秩序Ⅱ冊封体制の崩壊の警鐘となった。

琉球王国は一方で日本（薩摩藩）の實質的支配を通じて幕藩体制に組み込まれたが、他方で冊封体制内部の一屬國として位置づけられていたが、台湾事件の翌年、明治政府によって一方的に冊封体制から切り離され、間もなく名実ともに日本國家のなかに併合され、消滅することとなる。冊封体制解体の端緒となった琉球処分論理が、清國との宗屬關係を維持してきた他の周辺諸國へも貫徹し、越南・朝鮮も次々に冊封体制から切り離されていったことは、周知の通りである。

東アジアにおける伝統的な国際秩序Ⅱ冊封体制が解体され、欧米列強の主導する近代的な国際秩序Ⅱ万国公法体制に取って代わられつつあったこの時期はまた、清國の内部で上からの近代化を推進しようとする洋務運動が展開された時期と重なる。ここにおいて、清國は対外的緊張に対応するための「民心固結」、ナショナリズム形成の媒体を必要としたばかりでなく、同時にまた洋務運動推進のためのイデオロギー的役割を担う媒体をも必要とした。近代的ジャーナリズムの誕生が時代の要請となっていたのである。

かくて、この時期に、「民報」すなわち民間の中国人自身の経営発行に係る新聞・雑誌が統々と創刊されただけでなく、「外報」すなわち外国系新聞・雑誌もまた「中国人の口調を倣え」つつ、中国人読者を対象とした中国語の新聞・雑誌として新たな装いのもとに登場した。中外新報、華字日報、羊城采新報、昭文新報、申報、循環日報、匯報、新

報、維新日報、述報、広報、華字新聞紙、粵報、中西聞見録、万国公報、益聞録等である。これらの「民報」や「外報」のうち、ここでは、主として申報・循環日報・万国公報・益聞録の四紙誌を検討の対象とする。

申報は一八七二年四月三日（同治十一年三月三日）に上海において創刊された。創刊者はイギリス系商人のアーネスト・メジャー（Ernest Major）とその友人三名である。メジャーらは申報を中国人読者向けの商業紙として発行するために、若干の中国人知識人を招聘して主筆に据えた。蔣正湘・何桂笙・錢昕伯等である。財務関係は趙逸如・席子眉らに任せた。メジャーはこれらの中国人を信頼していたので、新聞発行業務の一切を彼らに任せ、干渉しなかったという。従って、申報は名義上は「外報」に属するけれども、実質的には中国人自身が発行する「民報」に近い存在であったといえる。上海の若干の外国語新聞から、申報は中国人の肩を持ち西洋人を指弾しているとして論難された時、申報は次のように反駁している。――「本館の華字日報（申報）は以て華人の耳目に供する所の者なり。以て華人の信服を博むる所の者なり。華人を庇護せざらしむれば、華人、將たその議論の公に服さんや。華人を推美せざらしむれば、華人將たその紀叙の善を喜ばんや」と。

中国人読者の立場に立とうとする限り、申報はナショナルな傾向を帯びざるを得なかつたわけであるが、ここにいう「中国人読者」とは主として官吏・紳士階層であったことに留意すべきであらう。もっとも、申報はまた「上にしては学士大夫より、下は農工商賈に及ぶまで、皆よく通曉」せしむる必要があると宣伝し、あるいはまた「本館の設けらるるや、閩閩の為に疾苦を伸べ、大局の為に切に維図せんと志す」と述べているように、官吏・紳士階層だけでなく、一般民衆の支持をも取り付け、閩閩（民衆）の声を紙面に反映させようと試みたことにも注目すべきであらう。

循環日報は一八七四年一月五日に香港で創刊された。創刊者は「香港における初期の中国系諸新聞の発展に尽くした主要人物として知られ、中国ジャーナリストの父」と評される王韜である。香港では循環日報創刊の一〇年前（一八六四年）に、すでに初期ナショナルリストの陳言（陳鶴亭）によって華字日報が創刊されていた。王韜はこの最初の「民報」たる華字日報に全面的に協力し、その主筆を担当したこともあり、循環日報創刊後も相互に記事・論説を転載し合っていることから、密接な協力関係を維持していたものと思われる。また、上海の申報の主筆を担当した錢昕伯は王韜の女婿で、メジャーの命により香港へ赴いて王韜のもとで新聞発行業務を学んだこともあり、循環日報と申報の間にも密接な協力関係が存在した。

ユニークな論説によって一躍有名となった循環日報は、創刊当初から清国ジャーナリズムをリードし続け、その論説は屢々他の新聞雑誌へも転載されることになって、影響力をより一層拡大した。方漢奇は循環日報の役割について、次のように指摘している。――「創刊以来、この新聞は極力変法自強を鼓吹した。それは中国出版史上最初の政論を主とした新聞であるばかりでなく、この時期にブルジョアの観点を持った改良派の人士が彼らの政治的思想、観点を宣伝する重要な演台でもあって、政治的改良思想の伝播の面で、極めて重要な役割を發揮したのである」と。

万国公報は一八六八年に上海で創刊された中国教会新報の後身で、一八七四年九月五日に万国公報と改名されて再出発している。その編集に参加したのは、ヨング・アレン（Young J. Allen 林榮知）、テイモシー・リチャード（Timothy Richard 李提摩太）などの著名な外国人宣教師であった。万国公報は名目上は教会刊行物であったが、教会関係の記事論説はそれほど多くなく、「紙上に大段に掲載されたのは中国の時局を

論評した政論や西側国家の状況を紹介した知識提供型の文章であり、総合的な時事刊行物<sup>(4)</sup>であった。改名後の万国公報は毎号の扉に「本刊は泰西各国と関係ある地理、歴史、文明、政治、宗教、科学、芸術、工業及び一般の進歩的な知識を広めるための刊行物である」と銘打っている。

万国公報の読者として想定されていたのは、高級の文武官、学校の教授、華人・秀才などの知識人で、社会的影響力のある階層を網羅していた。専ら外国人宣教師が主筆を担当した万国公報は、一方では「帝國主義とその先棒担ぎの外国人宣教師の犯罪行為を弁護した」と非難される側面を持っていたが、他方では、西学の紹介等を通じて「救國の道を模索しつつあった中国ブルジョアジーの先進分子」の関心に応え、洋務運動や变法運動を推進するイデオロギー的武器としての役割を担っていたことにも留意すべきであろう。

益聞録は一八七九年三月十六日に上海で創刊されたカトリック系の雑誌であるが、創刊者は不明である。戈公振によれば、「南匯の李扶が編集に当たった」という。方漢奇によれば、李扶は「帝國主義に養われ、外国宣教師の文化侵略活動のなかで、助手となった著名な買弁知識分子である」とされる。益聞録は創刊当初半月刊であるが、後に週刊、半月刊に変更された。一八九八年(光緒二十四年)に格致新聞と合併して格致益聞報と改名し、毎週二回発行されたといわれる。創刊号の「益聞録弁言」によれば、司馬遷の史記に倣い、「前人の未だ詳かならざる所を詳かにし、後人の明かにせんと欲する所を明かにする」と称しつつ、「録するに始めは論旨を以てして尊王を示すなり。終わりは地輿・天文・算数の諸説を以てして実学を崇ぶなり」と編集方針を明示している。益聞録はカトリックの教義にもとづく迷信批判や自然科学的な知識の普及を目的とした論文を系統的に掲載している割には、内外の政治問題についての論評は少ない。とはいえ、ニュース報道の面で独自性を発揮し、

客観的にして詳細な記事を掲載しているところに益聞録の特長がある。以上の四紙誌は一九世紀七〇〜八〇年代の清国におけるジャーナリズムを代表するとみてよいであろう。ここでは、以上の四紙誌の琉球問題に関する記事・論説を提示し、この時期の清国ジャーナリズムが琉球問題の報道・論評を通じてどのような国際認識を獲得したのかを検討するための素材を提供したい。

前述のように、この時期には、琉球問題が東アジアにおける国際的関心の焦点の一つとして浮上し、日清外交の重要課題となった。琉球問題の浮上・展開・終局の過程は、次の五つの段階に区分することができる。則ち第一段階は台湾事件前後の時期(一八七一年〜七四年)、第二段階は琉球の進貢停止前後の時期(七五年〜七九年三月)、第三段階は廃琉置県から日清予備交渉前までの時期(七九年四月〜八〇年三月)、第四段階は日清予備交渉から正式交渉の妥結を経て条約流産までの時期(八〇年三月〜八一年三月)、第五段階は琉球問題をめぐる日清再交渉の時期(八一年三月〜九〇年)である。

第一段階において、前掲四紙誌に代表される清国ジャーナリズムは逸早く琉球人の台湾遭難事件を取り上げ、台湾事件との関連で内外の琉球所属論を紹介しつつ、日本の隠された狙いに言及している。清国ジャーナリズムの側では、すでにこの時点で台湾事件を琉球処分伏線として捉えていることに注目すべきであろう。

第二段階においては、清国ジャーナリズムは主として日本の新聞を情報源としながら、①北京における琉球進貢使の処遇問題(貨物返還要求問題)、②明治政府が実施した個々の具体的な琉球併合策、③在日琉球人の動向、とりわけオランダ公使へ提出された琉球救国請願書を取り上げて報道するとともに論評を加えているが、そのなかで清国当局が藩属国保護の任務を果たしていないことを鋭く批判していることに注目すべ

きであらう。

第三段階においては、琉球問題が清国ジャーナリズムの主要なテーマとなり、①琉球処分の記事の報道と日清関係の動向についての論評、②琉球人の動向に関する報道と論評、③琉球処分の評価と清国当局の対応に関する論評などが連日のように紙面を埋めた。清国ジャーナリズムが琉球処分を評価する際の基準は①琉球所屬論、②万国公法（日清修好条規）、③琉球人民の意思に大別することができる。とりわけ、琉球人民の意思を基準として琉球処分を批判した循環日報の論説などは、民族自決の原則へアプローチしたユニークな論調として注目に値する。

第四段階においては、①グラントの調停と日清間の琉球分割交渉、②日清開戦準備と日清露三国関係、③興亜会の日清提携論、④琉球人の動向等が清国ジャーナリズムの論評の対象となる。とりわけ、循環日報が日本の興亜会同人のアジア連帯論に賛同しつつも、琉球処分の既成事実を容認した上での興亜会の日清提携論を、「陰謀」と糾弾していることに注目すべきであらう。

第五段階において、清国ジャーナリズムは①日清関係の危機と開戦準備、②再交渉指令（上諭）と水面下の再交渉、③琉球人の動向、④琉球問題と日清提携論との関係などを主要なテーマとして報道・論評した。この時期には、とりわけ琉球救国運動を克明にフォローし、琉球内の党派闘争との関連で尚泰にも批判の矢を放っていることに注目しておくべきである。

琉球問題をめぐる清国ジャーナリズムの報道・論評の特徴はほぼ以上の通りであるが、個々の新聞・雑誌を比較した場合、微妙なニュアンスの差が存在することは言うまでもない。詳細については以下の概要読み下し文及び原文に則して検討されるべきであらう。

なお、以下の「関連記事・論説」の掲載にあたっては、次のような配

慮を加えた。

① ニュース報道を主とした記事の見出しの上には○印を付し、論説及び解説記事の見出しの上には●印を付した外、上諭・公文書・投稿論文・ルポルタージュ及び他の新聞雑誌から転載された論説や解説記事などの見出しの上には●印を付して区別した。

② 見出しについては、原文の後の（ ）内に読み下し文を挿入し、さらに「」内には記事・論説の概要を読み下し文にして挿入した。見出しだけで内容を十分に推測できる場合には、（ ）内の読み下し文だけにとどめたものもある。

③ 原文の文字は原則として旧漢字を使用し、已むを得ない場合に限り当用漢字に置き換えることとし、判読不可能な文字は□で示した。

④ 収録した原文の記事・論説には、私の責任において、可能な限り句読点を付けた。

⑤ 原則として前掲四紙誌の原載記事・論説のみを収録することとし、転載された記事・論説については見出しと原載紙誌名を記載することとどめたが、転載された記事・論説でも、原載紙誌を入手し得なかったものについては全文収録することとした。

註

(一) ここにいう官報とは、京報・京抄あるいは邸報・邸抄とも称されるもので、要するに、「諭旨・題奏及宮廷ノ勅諭、其他公ノ事項ニ関スル報告」を掲載し、「表面上ハ北京政府ノ発行ニ属セスト雖モ、堤塘官ナル特定官」によって発行されるもので、『清国行政法』第一巻、三七―三八頁、上意下達の機能しか持ち得ず、近代的なジャーナリズムの範疇には入らないけれども、アヘン戦争以前には唯一の情報伝達手段として独占的地位を保持していたばかりでなく、近代以後もジャーナリズムの重要な情報源となっ

た。

- (二) 戈公振『中國報学史』、一四五頁。戈公振の指摘は、大筋において妥当であるが、仔細に検討すれば、問題点がないわけではない。たとえば、現在の研究では、最初の「民報」は香港で発行された中外新報(一八五八年、伍廷芳)と華字日報(一八六四年、陳宮)であるとされている(方漢奇『中国近代報刊史』上、六〇頁)。最近の卓南生氏の研究によれば、香港中外新報は香港船頭賃紙(一八五七年一月三日創刊)の後身で、改名された日付は不明であるが、一八六四年一六五年の可能性が強いという(『中国最初の華字日刊紙の新事実および新説』『新聞学評論』三五号)。
- (三) 坂野正高『近代中国政治外交史』参照。
- (四) 金城正篤『台湾事件(一八七二―七四年)』についての一考察―琉球処分の起点として―『沖縄歴史研究』創刊号等参照。
- (五) 安岡昭男『明治維新と領土問題』参照。
- (六) 彭澤周『明治初期日韓清関係の研究』、山本達郎編『ベトナム中国関係史』等参照。
- (七) 阮芳紀等編『洋務運動史論文選』、中華文化復興運動推行委員会主編『中国近代現代史論集』第六編、第十編参照。
- (八) 戈公振前掲書。方漢奇前掲書。胡太春『中国近代新聞思想史』。李龍牧『中国新聞事業史稿』。曾成白主編『中国新聞史』など参照。
- (九) 胡太春、前掲書二〇三頁。
- (一〇) 同治十一年十一月十三日付申報「西字新報の屢々申報を駁するの事を論ず」
- (一一) 申報創刊号。
- (一二) 一八七四年五月十二日付申報。
- (一三) 拙稿「王船と循環日報について」『東洋史研究』第四三巻第三号参照。
- (一四) 方漢奇、前掲書六六―六七頁。

(二五) 方漢奇、前掲書二三―二四頁。

(二六) 方漢奇、前掲書二九―三〇頁。

(二七) 方漢奇、前掲書二四頁。

(二八) 戈公振の前掲書九八頁には益聞録創刊号の写真が掲載されているけれども、それによれば、創刊の日付は一八七八年十二月十六日となっている。ところが、京都大学文学部史料学所蔵の益聞録第一号の日付は一八七九年三月十六日である。何故に違うのか、今のところ明かにしえない。

(二九) 戈公振、前掲書九九頁。

(三〇) 方漢奇、前掲書二九頁。

(三一) 戈公振、前掲書九九頁。

### 一 清国ジャーナリズムにおける琉球問題関連記事・論説見出し及び概要読み下し文

#### A 「申報」の関連記事・論説見出し及び概要読み下し文

七二年五月三〇日(同治十一年四月二十四日)

●将軍文奏為琉球国夷人遭風到閩循例撫恤該夷伴有被台湾生番殺害現飭認真查辦摺(将軍文、琉球国の夷人風に遭いて閩に到れば、例に循いて撫恤したるも、該夷の伴に台湾生番の殺害を被るものがあるが為に、現に飭して認真に查辦せしむるを奏するの摺、四月初五日の京報)

七二年七月一日(同治十一年五月二十六日)

○南海奇事「琉球一島は東瀛に僻在し、向時日本に臣服するも中国にも入貢す。…現に聞くに、遭風の難船兩艘閩に抵り、地方官の救護撫恤



するを経たり、と。自ら台湾島に在りて生番に殺されると述べ、情形甚だ悲惨たり」

七二年十一月十五日（同治十一年十月十五日）

○琉球商人為台湾生番殺害（琉球商人、台湾生番に殺害さる）

七三年四月九日（同治十二年三月十三日）

○日本使臣來中国理論台湾生番殺琉球人事（日本の使臣、中国へ來たりて台湾生番の琉球人を殺すの事を理論す）

七三年五月六日（同治十二年四月初十日）

●琉球朝貢考（選錄香港三月初六日華字日報）「琉球一國は東瀛の海中に在りて幾んど黒子彈丸の若し。…その國の民船、風に遭いて我が朝に漂泊したれば、本より当に加うるに撫恤を以てすべし。何ぞ日本の之が為に詞を置くを容さんや」

七三年五月八日（同治十二年四月十二日）

●琉球風土（選錄香港四月初二日華字日報）「友、琉球より返權してその國の風土・人情・民風・俗尚・物産・時序を述ぶるあり。頗る聴くに足る者あり」

七三年七月二十一日（同治十二年六月二十七日）

○琉球民船遇風（琉球の民船、風に遇う）「聞くに、琉球國、船二艘もて該國の宮箇島より啓行するあり。連日の狂風浪猛に因り、樁桅折られて以て口に収め難し。幸いにして…その一艘は已に前日において滬〔上海〕に到る」

七三年七月二十八日（同治一二年閏六月初五日）

○東洋抗論琉球事（東洋、琉球の事を抗論す）「瑣意西馬、駁して曰く、琉球既に中朝の屬國たらば、昔、我の雜蘇馬部の人、曾て伐ちて該境を取るに、何ぞ中朝の兵を發して救援するを聞かざるや。爾既に之を先に救わざれば、我自ら當に之を後に護るべし、云々と」

七三年十一月十日（同治十二年九月二十一日）

●閩督李奏琉球國夷人遭風到閩循例訳訊撫恤摺、（閩督の李、琉球國の夷人風に遭いて閩に到れば、例に循いて訳訊撫恤するを奏するの摺、八月二十八日の京報）

七四年十二月十五日（同治十三年十一月初七日）

●西報論琉球所屬（選錄循環日報）（西報、琉球の所屬を論ず）「願うに、琉球は兩大の間に介し、此の時、究に何國に屬するや、和を議するの時に当たつて、未だ明言するに及ばざるなり。中国、日本に五十萬金を償納し、その中の十萬は琉球の難を被るの家を撫恤す。その銀は日本より転じて琉球に昇りれば、琉球の日本の所屬たるは、言わずして自ずから喻る。…琉球の日本の屬國たるは、向時また未だ明文あるにはあらず。…琉球の日本の屬國たると否とは、日本未だ嘗て明言せざるなり。則ち琉球は自主の國たる、明かなり」

七四年十二月十六日（同治十三年十一月初八日）

●統論琉球所屬、（選錄循環日報）（統いて琉球の所屬を論ず）「願うに、今日本通國の人より之を言え、琉球を以てその所屬にして以て藩服に備うる者と為さざるなし。惟だ、外邦の人、之を國籍に按じ、之を流傳に考うれば、実に未だ確據の尋むべきものあらず」

七四年十二月二十一日 (同治十三年十一月十三日)

●記中西各人論琉球事 (中西各人の琉球の事を論ずるを記す) (若し果して東朝の使わす所に非ざれば、琉球の王は猶お内政を自主するの權あり。然らば、一は中國に進貢し、一は東國に轉請して代わりて恤項を索む者にして、究にまた奇と為すなり、抑も或はその猶お進貢する者は、必ず東朝の使わす所の行か。蓋し一時その兼併の僭を瞞さんと欲するのみ。而して中國皆之を不聞・不問に置くは、究にまた奇の内の最も奇なる者なり)

七五年三月二十六日 (光緒元年二月十九日)

○日本為琉球索還貨物 (日本、琉球の為に貨物を還さんことを索む) [昨ごろ、香港より郵來せる各日報を閲て知りたるに、日本人の西字報中に刊列せる一則に開り。去年、中東和を議し、中國曾て四十萬銀を以て日國の軍費を補償し、また十萬銀を以て琉球の難を破るの家属を撫恤したれば、琉球は實に日本の藩服たるを見るべし、中國家は當にその方物を受くるべからず。故に去年の琉球入貢の珍は、日本近ごろ已に中國の總理衙門に移文し、擬して將に還さんことを索めんとす云々、と]

七五年三月三十一日 (光緒元年二月二十四日)

◎論日本向中國索還琉球貨物事 (日本中國に向いて琉球の貨物を還さんことを索むるの事を論ず) [今、琉球は中東に介し、幸いとす所の者は、中國天地を量り包み、日本と相い同じからざるのみ。若し彼此互相に妬忌し、日本それをして中國に貢獻せしめず、中國またそれをして日本に貢獻せしめざれば、琉球豈に狼狽せざらんや。是れ豈に大國の小を字しむの道ならんや。故に日本、果して此の舉あれば、それ豈に堂堂たる大國の爲す所ならんや。直だ婦人孺子の行り所のみ]

七五年四月九日 (光緒元年三月初四日)

○東洋雜事 (日本新報に云う。日王已に琉球の官に伝令し、即ちに來京するを命じ、中國に入貢するの事を面詢せしむ、と)

七五年五月十日 (光緒元年四月初六日)

○琉球使人來華 (琉球の使人、華に來る) [東洋より來るの報を聞するに開り。琉球人、經に使人を派して北京に來聘せんとす。蓋し一は大喪を唱らうを以てし、一は新皇の登極を賀するを以てするなり。東朝聞きて大いに之を怒る]

七五年五月十二日 (光緒元年四月初八日)

○嗣君告立 (嗣君、立つを告ぐ) [泰西の諸國は新君踐祚すれば、文書を刊印して諸を列邦に告ぐ。琉球歳ごとに中朝に貢するは、是れより例と成る。去年、日本は台湾の生番の事の爲に、已に琉球を臣服せしむと意謂い、琉球の修貢の一事に於て、竟に遣使して詰問するに至る]

七五年七月二十八日 (光緒元年六月二十六日)

○兵船赴琉球 (兵船、琉球に赴く) [福州新聞紙に謂いて曰く、經に總理衙門飭して閩憲に行じ、兵船一艘を派して駛して琉球に赴き事を視せしむ。但、また何事を査せんと欲するやを知らざるも、大抵また琉球人中朝に進貢し、東人悦ばざるの一事と相い関わる所の者なるべし、と]

七五年七月二十九日 (光緒元年六月二十七日)

○兵船赴琉球未議 (兵船琉球に赴くの未議) [日本入方に琉球の中朝に入貢するに因り、曾て遣使して貨物を回さんことを索めんと図る。今、中國師船を派して往きて問わば、正に日人之を聞きてまた當に如何とす]

るやを知らざるなり。果して中東両国各々一見を執れば、日後開蒙の肇端と為らざる能わんや」

七五年九月六日（光緒元年八月七日）

○琉球国遭風難民至滬（琉球国の風に遭うの難民、滬に至る）「琉球国は向に中朝の藩服たり。故に該国の民人、設し風に遇いて舟覆る等の事あれば、例として本境の地方官より拯救撫綏し、且つ即ちに督撫憲に申詳して奏明せしむ。…前日、聞くに、琉球国の漁船一艘、洋面に在りて捕魚するに、陟に颶風に遇い漂いて呉淞直北の洋面に至る」

七五年十二月二十日（光緒元年十一月二十三日）

○琉球聘日本（琉球、日本に聘せらる）「日本は高麗と接壤し、…琉球は僻小にして勢い固よりその掌握の中に在り。論者謂う。日本、専ら併呑せんと志すにあらざると雖も、将来国富み兵強くして、若し謀る所あれば、必ず先に二国より肇始せん、と。茲に日本新報に言う。琉球国王、十月二十六日に於て、その弟を遣し日主に謁見せしむと云う」

七六年一月十三日（光緒元年十二月十七日）

○論日本厚待琉球（日本の琉球を厚待するを論ず）「琉球、国を立てて東洋の海中に在り、…國小にして貧、日本に逼近し、自在する能わず。…日人に在りて之を視れば、猶お股掌の上に在るがごとし、心腹の患あるを慮らざるや明らかなり。茲に高麗を争わんが為に、また琉球に遣使す。甚だ琉球を畏れる所あるにはあらざるなり。蓋し遠攻せんと欲すれば、必ず先きに近交す、此れその威徳を廣むるを以てその陰謀を遂げるの秘計なきにはあらざるなり」

七六年七月二十二日（光緒二年六月初二日）

○東事再述（日本国家、議して琉球人をして如し中国に到らんとするには必ず須く先に稟明を行わしめ、文照を給発して方めて前往するを准さんとす。査するに、琉球は中国の外藩たり。…今、日本その毘連するを以て勢を待みて要結し、琉球をしてその宇下に帰せしめんと欲す）

七六年八月十八日（光緒二年六月二十九日）

○東倭考（中華に毘連するの島国にして文を同じくし軌を同じくする者四あり。日本と曰い、朝鮮と曰い、暹羅と曰い、琉球と曰う。…それ台湾は中国の境土なり、琉球は中華の属国なり。或は応に辨刺すべく、或は応に撫恤すべきも、堂堂たる中国、自ずから権衡あり、日人得て過問せざるべきなり。政府、安を偷みて自ら伊の戚を貽すをいかんせん。…昨ごろ、琉球使臣の日本に陳べるの書牘を聞したるに、…且つ謂う。その信なくして生きるよりは義を守りて死するに如かず、と。忠悃、日月より昭かなるべし。我が中国、將に何を以てかその向往の誠を慰めるや」

七七年二月初八日（光緒二年十二月二十六日）

○改派日本使臣（改めて日本に使臣を派す）（内閣已に十二月初二日に於て上諭を奏したるに、…著して改めて三品銜升用翰林院侍講の何如璋を派して日本国に出使するの欽差大臣に充つ、…とあり）

七七年八月十一日（光緒三年七月初三日）

○琉球難民至蘇（琉球の難民、蘇に至る）

七八年七月二十日（光緒四年六月二十一日）

○趣召琉球国王 (趣ぎ琉球国王を召す) (昨ごろ東瀛の郵報を閲るに云う。風聞するに、日廷、琉球国王を徵召して東京に前往せしむるも、その何事に因るやは得て知らず云云、と。按ずるに、琉球一國は、中国人に在りては向に外藩に隸したれば、他國の過問するを得ずと以為らうも、泰西諸國の人の言に拠れば、琉球の中國に隸する者はそれ名にして、日廷に隸する者はそれ実なり。然るや否や)

七九年一月二十八日 (光緒五年一月初七日)

●琉球法司官上荷蘭公使加白良粟 (琉球法司官の荷蘭公使加白良に上の稟) (琉球國の法司官毛鳳來・馬兼才等、小國危急なれば、切に約あるの大國俯して憐憫を賜らんことを請わんが事の爲にす)

七九年二月五日 (光緒五年一月十五日)

○面商機務 (機務を面商す) (琉球は日本と通好してより以來、曾て官數員を遣して日本に前赴せしむ。茲に聞くに、已に陸統として回國す。日本特に内務侍郎の表蘇參を遣し、隨同前往せしめ、琉球國王と機密の要務を面商せしめんと欲す。外人は与聞するを得ず)

七九年二月七日 (光緒五年一月十七日)

●論日本要約琉球 (日本の琉球を要約するを論ず) (琉球は小なりと雖も、また世々相承くるに及び、祖宗の遺法の守るべきあり。今、日本の故を以て尽く之を棄つるは國たる所以には非ざるなり。中朝また小を字しむの義を知り、特にその海外に孤懸するを以て、蒙古部落と相い似ず、苛求を事とせず、一切その自ら爲すに任す。寛大の体統を示す所になり。乃るに、日人は独り整を好むに暇を以てし、甫めて与に通好して一之が処置を爲す。また未だ多事を免れざるなり)

七九年二月八日 (光緒五年一月十八日)

●類訳日本新聞紙論琉球事 (日本の新聞紙の琉球の事を論ずるを類訳す) (琉球の法司官の荷蘭公使に上るの一稟は、本報早に已に登録せり。茲に聞くに、日本の各新聞紙は議論紛紜たり。此の稟を以て中國の下第の秀才の作る所と爲す者あり、また以て下等の官吏の賄を受けて代筆せりと爲す者あり。且つ謂う。稟中の字句は全く中國の官場の習氣に係り、一望して華人の手に出るを知るなり、と)

七九年二月十一日 (光緒五年一月二十一日)

○書日本新聞紙各論後 (日本の新聞紙の各論の後に書す) (その言は人人殊ると雖も、尚お理に近き者あり、全く勢力を恃んで以て人を競玩する者あり、更に無知にして妄りに議する者あり。然れども大要は、その國の君若しくは臣と民を挙げて、琉球を臣服するを以て榮と爲さざるなく、また琉球を夷滅するを以て武と爲さざるなし。故に新聞紙の議論かくの如きなり。それ琉球の中朝に臣事するは、前代より已に然り)

七九年二月十七日 (光緒五年一月二十七日)

●論中朝宜加意保護東瀛各小國 (選録循環日報) (中朝は宜しく意を加えて東瀛の各小國を保護すべきを論ず) (その中國と相い毘連する者は則ち朝鮮一國にして、神州の左朔たる者は則ち琉球の各島なり。一は則ち輔車の依に切し、一は則ち屏翰の列に備われれば、固より得失の輕重に關わるなき者には非ざるなり。…それ琉球は素より中國の宇下に託し、久しく轄轄を荷くす。即ち日本強を恃み弱を凌ずるとも、また宜しく中國に前來して控訴すべし。乃るに、之を會て心を荷國に傾ける者は、則ちその情事想うべきあり。…朝鮮と琉球は僻遠と雖も、固より敢然たる中國の手足なり。國是を謀る者は、諒にもって熟思して之を審処

するあるべし」

七九年三月二十六日（光緒五年三月初四日）

○日琉近政（日本の新聞に云う。琉球の中朝に入貢するの一事は、日延仍お甚だ留意し、已に両鉄艦をして一切を布置せしめ、以て征調に備う。また精兵及び巡捕一百二十名を派し、琉球に前往せしむ。その用意を揃るに、定めし強く琉球に通りて永遠に中朝に入貢するを停止せしむるなり）」

七九年四月四日（光緒五年三月十三日）

●使東時録（詠琉球）（東に使用するの時録——琉球を詠む）〔下国旗を綴う一小球、…季氏の蕭牆に憂あるを恐る〕

七九年四月五日（光緒五年三月十四日）

○公使来華（公使、華に来る）〔日本の華京に駐紮するの公使大蔵及び参贊の他那皮は、局麦魯火船に坐托して、業に已に滬に抵る〕

七九年四月十日（光緒五年三月十九日）

○日本滅琉球（日本、琉球を滅ぼす）〔晋源報、中国の駐日星使何子敬太史の電音を得たるに云う。日本已に兵艘を派して琉球国に入り、示すに国書を以てし、琉球王の允すと否とを論ぜず、遽に該王を將つて執えて日本に回る。一面、官吏を分設し琉球を將つて廻りて己が有と為す云々、と〕

○議接總統近聞（總統に接するを議するの近聞）〔本埠の租界の各国の西商、恭しく美前總統を迎えるの事を公議す〕

七九年四月十五日（光緒五年三月二十四日）

◎論俄報妄言（俄報の妄言を論ず）〔今、日本の琉球に於けるや、已に是非を問わず兵船を発してその国中に入り、国王を將つて執えて東京に帰れり。此の行為は是れ直ちに之を滅ぼさんとするに似たるのみ。琉球三部の地は台湾の半境に及ばず、且つ小島分懸し、地は聯絡するに非ず、陸の守るべきなく、兵の恃むべきなく、国破れ君俘わる。日人苟に素より之を利とし、前議に依りて界を置き官を設けんには、中山の記は茲より遽に絶るべし。而して中国竟に置きて問わず。是れ怪しむべし。日本の琉球に於ける、此の如ければ、その日報の妄論は固より虚辞には非ず。謂えらく、俄報の妄言もまた俄朝の挙動と相い似たる者あり〕

七九年四月十七日（光緒五年三月二十六日）

○議待總統（議して總統を待つ）〔西報に言う。李中堂、素より美国前總統の人となりを佩し、その將に中華に来らんとするを聞くや、議して特に礼節を設けて以て之を待つ、と〕

七九年四月十九日（光緒五年三月二十八日）

○日琉交渉統聞（日琉交渉の統聞）〔茲に、琉球王、日廷の令旨を奉到したるに、着して西四月初四日に於て琉京を出て日船に登り、駛して東京に至らしめんとするを悉る。…又聞くに、琉球の民心は殊に不平なり、と。而して風傳するに、中国の星使は回りて朝廷に奏せんと欲すると云う〕

七九年四月二十一日（光緒五年閏三月初一日）

○議接美總統礼節（美總統に接するの礼節を議す）〔今、聞くに、北洋通商大臣直隸總督の李伯相、已に早に咨もて各領事等の公館に行じ、

總統の津に到るの日を俟たしむ」

七九年四月二十二日 (光緒五年閏三月初二日)

◎琉球沿革考「琉球は東洋の一小國のみ。…今、琉球の日本に於ける、並えて俄土の世仇なし。即使、その自立を聽すも、また東の外府に同じ。而るに日本は乃ち必ず之を滅ぼさんと欲す。理を言うを以てすれば正ならず、情を言うを以てすれば公ならず、功を言うを以てすれば武ならず、智を言うを以てすれば周ならず、中国を挑畔せんと欲するも、中国は未だ必ずしもその機に中らず」

七九年五月三日 (光緒五年閏三月十三日)

○琉球郵耗「横浜よりの来信に云う。西曆四月初四日、日本政府の三条大臣は、擬して琉球國を將つて夷らげて沖縄県と為し、從五品の鍋島直彬を特派して県尹と為し、また内務省の源忠順を派して少書記官と為す。即ち初五日に於て、横浜より輪船に乗りて琉球に赴く、と」

○琉球伝聞「日本、琉球を將つて吞併するの後、相い傳うるに、琉球は已に遣使して都に入り、詞を致して云う。敵國は曆年入貢し、幟幟を託すを願う、今法を設けて保護せんことを請う云々と」

○高麗設防 (高麗、防を設く)「高麗の前王、世を謝するの後、その嗣王は尚お冲齡に在り、故に國政は皆母后より執奪す。后、…現に琉球王は日本の為に廢去せらるるを聞き、未だ唇亡びて齒寒きを免れず。已に各海口の防兵に伝諭し、不時に操練せしむ」

七九年五月七日 (光緒五年閏三月十七日)

○美前總統到港 (美の前總統、港に到る)

七九年五月八日 (光緒五年閏三月十八日)

○琉王入東 (琉王、東に入る)「日本の横浜よりの来信に云う。前琉球王、美其麥魯輪船に乗坐し、日ならずして日本に至るべし。日本、兩兵船を發して前往迎接せしむ。船將に岸に抵らんとするを俟ちて即ちに電報を發して東京に至らしめ、預め款待に備う、と。…聞くに、該王、頗る疑懼を懷く、と。嗚呼、琉球は何の罪ありて宗を覆し社を滅ぼして乃ち此に至るや」

七九年五月九日 (光緒五年閏三月十九日)

○日本瑣述「日本の東京新聞に云う。聞くに、琉球より電線を通接して薩馬に至るには、祇一英里のみ」

○預備款待總統 (預め總統を款待するを籌る)

七九年五月初十日 (光緒五年閏三月二十日)

○總統到港統聞 (總統の港に到るの統聞)

七九年五月十五日 (光緒五年閏三月二十五日)

●訳日本人論亞細亞東部形勢 (日本人の亞細亞東部の形勢を論ずるを訳す)「申報を閲するに、琉球の論あり。その文、同じからざるありと雖も、その意は皆琉球を以て清の屬國と為す。他年、日清兩國之によりて聲を起こすやも、また知るべからざるを恐る」

○總統見客定期 (總統、客に見えるに期を定む)「美の前總統、華歷本月二十九日に滬に来るを定むるは、已に前報に登す。茲に西報を聞いて知りたるに、總統は滬に来るの後、三十日に英領事署に在りて各客に接見するを定むと云う」

七九年五月十六日（光緒五年閏三月二十六日）

○預定恭迎總統禮節單（預め總統を恭迎するの禮節の單を定む）

七九年五月十七日（光緒五年閏三月二十七日）

○東報述中使詰問事（東報、中使の詰問するの事を述ぶ）〔横浜新聞、琉球の事を論じて云う。中国の駐日星使何子綬太史、日本の外務を総理するの大臣を拜会し、晤談の間に謂えらく、貴国の琉球に於けるの一事は、本公使吏に未だ解せざる所なり、…と。…東報乃ちよりて之を論じて曰く、本国、此の事に於ては已に成議あり。随何の舌と雖も挽回する能わず。中国如し計を決して従わざれば惟だ干戈を以て事に従うあるのみ、と〕

七九年五月十八日（光緒五年閏三月二十八日）

○紀總統到滬情形（總統の滬に到るの情形を紀す）

○日琉近事（今、聞くに、琉王は病甚だ危殆に因り、日本に八十日遅らすを准さんことを請う。故に該兵船は只琉球の官紳五十六人を載回して東京に住居せしむ、と）

七九年五月二十日（光緒五年閏三月三十日）

○接紀總統在滬情形（總統の滬に在るの情形を接紀す）

七九年五月二十四日（光緒五年四月初四日）

○琉世子到日統聞（琉世子の日に到るの統聞）〔茲に東京日報を閲して、世子は西五月三日に即ち明治火船に坐して日本の東京に抵るを知る。…世子は年約十五歳〕

七九年五月三十一日（光緒五年四月十一日）

○東南海防宜力加整頓説（東南の海防は宜しく力めて整頓を加うべきの説）〔然り而して民教和せず、時に齟齬するあり。即ち福建の烏石山の事の如し。…況や日本と中国は、最近その心また測るべからず。前者の台湾の役には已に挑釁の心あり。公法に迫らるるに及んで、志違するを得ず。爰に怒りを琉球に遷し、釁を高麗に尋む。是れその心豈に嘗て一日も遠略を忘れんや。説者謂う。琉球は向來中国に服属するに、今一旦日本の滅ぼす所と為れば、必ず当に一旅を出して東洋と此の土を争うべし、と。その言、理あらざるには非ず。然れども今日に居りて外攘を高言するは、前代の勢いに同じからざる者あり〕

○王子賜官（王子、官を賜わる）〔琉球の一國、日本の為に吞併せらるるの後より、その王子已に日に賀せらる。却ごる聞くに、日廷特に琉球中山王子の尚典に賜いて華族の正五品銜と為す〕

一八七九年六月七日（光緒五年四月十八日）

○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐紮するの官吏よりの來信に接到したるに云う。現に琉球を將つて新たに改めて沖繩県と為さんとして、所有の弁理すべき一切の事宜は、頗る煩劇を覚ゆ。大小の事件は均しく県令の判結に帰するを須たんには、実に応給に暇あらざるに在り、と）

○東事欺人（東の事、人を欺く）〔日本の新聞に云う。中国に駐紮するの日本領事、刻ごろ已に日廷の明論を奉有したるに、凡そ琉球國の民人の逃れて華境に來る者あれば、立即に拿解して東に回らしめ以て究辦に憑らしめよ云々とあり。日本の中朝を藐視すること、此の如きに至る〕

●論東瀛近聞（選録循環日報）（東瀛の近聞を論ず）〔日本近ごろ兵力を以て琉球を齎制し、その國王を廢して以て県主と為し、その國邑を改

めて以て版図に諱す。恣肆強横たるも各国いかんともする莫し。また以てその志を違うるを少なくすべきに似たり。而るに、近日の申報の訳せる西報の録する所を聞るに、…人をしてその微を窺いその隱を掲ぐを得ざらしむるは、何ぞや」

七九年六月十四日 (光緒五年四月二十五日)

○展假不准 (假を展すは准さず) 「日本朝廷、初め兵船を発して琉球に至り、前王を帶して回国せんと欲す。…茲に聞くに、また限を展さんことを請うも、日廷は准さざるを決意す、と」

七九年六月十五日 (光緒五年四月二十六日)

○西字報述中東事 (西字報、中東の事を述ぶ) 「字林報に称すらく、日昨上海にて傳え得たるに、中國、日本と琉球の事に因り小々不和あり、製造局内に已に論を奉じ、趕ぎ洋鎗・彈藥を造らしむ、と」

○兵船到閩 (兵船、閩に到る) 「福州よりの來信に云う。西六月初六日、日本の兵船、逆星幹と名ずくるもの、駛して福州に到り、華官甚だ託異を為す、と」

七九年六月二十日 (光緒五年五月初一日)

○西報論中日交渉事 (西報、中日交渉の事を論ず) 「横浜西報に云う。中國は琉球の一事に因り、甚だ日本を怒る。兩國は恐らく必ず齟齬あらん。然れども終に干戈を以て事に従うを致さず。中國自ら水師甚だ精良ならざれば日本と相い敵し難きを知るに縁るなり。西人此に於て益々李中堂に服し、素より水陸各營兵を整頓し以て天威を壯んにし外侮を防がんと欲する者にして更に深く老成謀國の道を得ると云う」

七九年六月二十一日 (光緒五年五月初二日)

○兵船到閩統聞 (兵船閩に到るの統聞) 「前に日本兵船駛して福州に至り、官場中皆託異すと報ぜり。今、福州の西人よりの來信に接して、該船実は琉球の事の爲に來るを知る。琉球貢使の中國に來る者は向きに閩省の官吏より管轄すれば、此の次の兵船の來るは、大約貢獻を截止するの緣由を告知せんと欲するに縁るなり、と」

七九年六月二十四日 (光緒五年五月初五日)

○琉人至中日叠聞 (琉人の中日に至るの叠聞) 「字林報に言う。近ごろ數日來の傳聞に、琉球の官民一二十人、將に中國に來たりて日本のその國を兼併するの事を中朝に訴え、法を設けて救援するを為さんことを請わんとするあり、…と。…神戸よりの來信に云う。神戸に今到有せる琉球人は甚だ多く、別に地方にて安插するあり。如し該琉球人等、外に出て行走せんと欲すれば、日本、巡捕三四人を派有して後に跟隨す。それ保護の爲めなるか、抑も看管に係わるか、皆得て知らざるなり」

七九年六月二十八日 (光緒五年五月初九日)

○琉球王抵日詳聞 (琉球王の日に抵るの詳聞) 「横浜の友人よりの來信に云う。中山王尚泰、前に那覇港より日本の新潟輪船に乗り、華四月十九日早に於て横浜に行抵す。即ち神奈川県令、馬車を備えて接駕す」

七九年六月三十日 (光緒五年五月十一日)

○中山王封号論 (横浜の友人の寄來せるの信を讀みて、琉球の中山王、日本の朝命を奉り、東京に行き抵るに、沿途の各埠如何に迎接款待するやを知るを得たり。並びに日皇、期を挾びて廷見し、將にその王号を革めて別に錫うに日本の爵を以てす等の情あり)



七九年七月四日（光緒五年五月十五日）

○訳西報記李中堂札賓事（西報に李中堂札賓の事を記すを訳す）〔字林報に云う。美國の前總統の格蘭脱、京より津に回る。李中堂、駕に命じて往きて拜す、と〕

七九年七月七日（光緒五年五月十八日）

○琉球王帰国（琉球王、帰国す）〔日皇、本擬して四月二十一日に於て召見せんとするも、いかんせん、琉球王の旧病復た発り、未だ廷参する能わず。改めて二十九日に至って、始めて世子尚典及び按察大夫…を帶領し、同に皇居に至りて謁見す。日皇、…尚泰を叙して華族従三品の職と爲し、仍お命じて琉球に還帰せしむ〕

七九年七月十二日（光緒五年五月二十三日）

◎論交隣之難（交隣の難を論ず）〔各国の互相に侵奪する者は紛紛たり。普法は難を前に構え、俄土は兵を後に窺す。近きは則ち琉球、日本の并する所と爲れり。伊犁は俄人の占する所と爲れり。阿甫汗は幾んど蠢動の意あり〕

七九年七月二十二日（光緒五年六月初四日）

○中東交渉近聞〔日本の琉球を夷滅するの一事、中国迄に未だ懐に釈然とせず。聞くに、北京に駐紮するの日本公使、総理衙門と日に詰問するあり、並びに各々琉球の古史は、究竟何国の藩属に帰すべきやを細査す、と。また聞くに、総署は已に英法兩國の欽差にその事を調停せんことを請う、…美前總統格蘭脱の京に在るの時、また曾て与に議及す、と〕

七九年七月二十四日（光緒五年六月初六日）

●訳中東交渉近聞（曉策六龍客）〔中東交渉の近聞を訳く〕〔中朝、日本

本の琉球を夷滅するの一役に於て、懐に釈然とする能わず、此れ情理の知るべき者なり。特、中国、驟かに戎首と爲るを欲せず。苟しくも交隣の道に循い、兩國先に自ら是非を詰論し、然る後他國にその曲直を讓するを請い、能く兵争に事わずして遽に旧日の輯睦に仍り、琉球の土を反し、琉球の君を置き、中東に藩属するを兼ね備えしめ、各々詐なく虞なしの義を守らば、琉球に在りては既に兼併の患なく、中朝に在りては小を字しむの恩を失わず。豈に甚だ善しからずや〕

七九年七月三十一日（光緒五年六月十二日）

●訳東京日報詳述日本廢琉球情形（東京の日報に日本の琉球を廢するの情形を詳述するを訳す）〔西の三月十二日、即ち華の二月二十日、日本内務省大書記官の松田、朝命を奉じ属官・巡捕及び琉球官吏を率領し、日京を出て横浜より高砂輪船に乗り、琉球に往く。行きて鹿児島県内に至り、日本の琉球に駐するの内務省少書記官梨木の来借に接し得たるに、云う。現在、琉球人民、日本より兵来たりて廢藩置縣するあるを驚聞し、大いに震動を爲し、群相に懼を懷き、那覇港の舖戸は均しく已に閉歇し、家財物件を將て各処に陰散し、老幼男女は東西に逃避し、官長は禁止する能わず、と〕

七九年八月八日（光緒五年六月二十一日）

●西報記琉史（西報、琉史を記す）〔字林報曰く、日来、中東兩國は琉球の事の爲に、殊に唇舌を費やす。本館遡りて査するに、琉球一國は本より日本の藩王の主る所と爲る。五百餘年前、琉球代を易えるの時に迄り、第一の新王即位するも、数人互いに之と争うあり〕

七九年八月十日 (光緒五年六月二十三日)

○西報記日臣事 (西報、日臣の事を記す) 「横浜の一西字報に謂う。総理衙門の各官は近ごろ琉球の事に因り、意殊に怏怏たり。故に日廷之を聞き、擬して公使をして回国せしめんとす、と」

七九年八月十三日 (光緒五年六月二十六日)

○訳日本参贊致晋源報書 (日本参贊の晋源報に致すの書を訳す) 「晋源報、前に琉球の事を論じて謂う。駐京の各国使臣、曾て日使と商酌す。今、日本公使属の西参贊白福而、書を該報館に致して曰く、琉球の一事は、本公使従えて未だ他国公使と会商せず、…と」

七九年八月十四日 (光緒五年六月二十七日)

●転訳琉球表略 (琉球の表略を転訳す) 「下国、二百七十年前に於て、日本藩王薩司馬の敗る所と爲る。爾の時、兵単にして力弱く、実に敵する能わず、故に隠忍して今に至る。然れども初意、竊に辱を受くるの情を將て天聽に上陳せんと欲するも、無奈せん、薩司馬は下国の天朝に入貢するの期に当たる毎に、先に勅令して誓を立てしめ、下懷を將て呈奏するを許すなし。若し大皇帝の遣使して册封するの歳に当たれば、薩司馬人は皆期に先んじて遠くに避く。故に下国、日本に兼属するは、実に奈んともするなきの苦衷に出で、大皇帝は尚お未だ俯鑑せざるなり」

七九年八月二十日 (光緒五年七月初三日)

○琉民悪日 (琉民、日を悪む) 「琉球の信に云う。琉民甚だ日本の官吏を喜ばず。近ごろ数事あり、已に一斑を見る。一は琉球の薩鵠耶摩より失火して房屋四十餘間を焚去するが爲に、日本官、賑わずに米を以てせんと欲するも、琉民は俱に受くるを屑しとせず。一は、日本新例を設

立せんが爲に、各路の首事人をして署に至りて聽宣せしむ。民甚だ不平にして俱に蜂擁して署に入り、勢い將に事を滋くするの挙あらんとす。幸い、日官力を竭して慰勸して始めて散す。一は、琉球の某爵員、数年前に於て眷を挈いて華に来たり、近ごろ日本の琉球を滅ぼすを聞くが爲に、潜かに回りに探視するに、即ちに日官の爲に拿せられ京都に解りて將にその罪を勘せられんとす。琉民愈々憤満を懐くと云う」

七九年九月十三日 (光緒五年七月二十七日)

◎論琉球民情 (琉球の民情を論ず) 「日本、琉球を賤して沖繩県と爲し、琉王は敢えて違わず、琉臣は敢えて拒まず、四海の内、萬國の衆もまた之が爲に挽救して彌縫する能わず。日人の方に在りては、且に志を得、意満ち、我が兵力に憑りて為さんと欲する所に任すと以爲りも、孰れか琉球の民、竟に順わざる所あるを知らんや。…此れに即して之を觀れば、日本は琉球を滅ぼすと雖も、未だ之を己に得たりと謂うべからず」

七九年九月二十七日 (光緒五年八月十二日)

○東瀛謀議 (東瀛、議を謀る) 「東洋よりの来信に云う。…琉球の事、中国の間う所の諸節は、現に經に東國家、一たび回書して中国に致すあり。大約、此の次の復書の後は、以後再び辨論せずと謂う」

七九年十月一日 (光緒五年八月十六日)

●録沖繩志前序 (沖繩志前序を録す) 「我が嘉永年間、英國の水師提督、琉球に至り、要請する所あり。琉球の当事者、讎して以爲えらく、孤島の小国、外国と交わるには只当に敬を致し礼を尽くすのみ、彼或は力を以てするも、我は唯婉曲して以て難を免るあるのみ、と」

●録沖繩志後序 (沖繩志後序を録す) 「沖繩志は何を以て作るや、琉

球を志すなり。何ぞ琉球と曰わずして沖繩と曰うや、土人の称する所に従うなり」

七九年十月五日（光緒五年八月二十日）

●照訳横浜西字報論琉球事（横浜西字報に琉球の事を論ずるを照訳す）

〔日前、人北京より書を寄せて来るあり、琉球の日本に属する所以の故を証明す。作者巴羅公使の託を受けたれば、自ずから是の如からざるを得ずと云うか。作者の意を察するに、西曆一千六百十年、日本の琉球を征すること、及び一千八百七十四年、中国の琉球は日本の管轄たるを認めることの両端を言うに過ぎざるのみ〕

七九年十月七日（光緒五年八月二十二日）

○琉球近事〔香港の循環日報に称すらく、近ごろ大阪の各日報の詳録せる琉球島の民乱の一事を聞るに、その乱を為す者は琉球本島には非ず、乃ち美治高の小島なり。…琉球一国は日本に兼併され、改めて郡県と為り、日人より官を設けて治理するを聞き、此れに因りて驚惶騷擾し、心に大いに不平を為す、と〕

七九年十月九日（光緒五年八月二十四日）

●附録来稿（来稿を附録す）〔中国既に琉球を視て己が属と為さば、給する所の銀は即ち己が民を撫恤するの款たり。又何ぞ必ず他国に交託してその予奪に任せるや〕

七九年十月十日（光緒五年八月二十五日）

○遣使論事（遣使して事を論ず）〔日本報に謂う。日廷、刻ごろ議して大臣水西を遣して正使と為し、中国の京師に前來して日本の琉球を

取るの原委を陳明せしめんとす、と〕

七九年十月十八日（光緒五年九月初四日）

◎論日本宜与中国聯絡以保亞洲大局（選録香港循環日報）〔日本は宜しく中国と聯絡して以て亞洲の大局を保つべきを論ず〕〔試みに亞洲の大局に就きて以て之を統論すれば、吾いま中国は宜しく日本と聯絡すべしと曰わずして、日本は宜しく中国と聯絡すべしと曰うは、何ぞや。日は台湾の一役もて巨款を賠償してより、驟に勝ちて驕り、輒ち自ら誇張し、駁駁として薄海の諸大国と顔顔せんと欲す。その間、高麗を伐ちて威を示し、琉球を滅ぼして武を示し、漸く中国と玉帛を以てせずして兵戎を以て相い見えんとす。…謗に云う。鵲蚌相持し、漁人利を得る、と。此の言、小なりと雖も、以て大を喩うべし。華は之れ日とともに、胡んぞ東南を虎視し西北を鷹隼する者、また一俄あるを感らざらんや〕

七九年十月二十五日（光緒五年九月十一日）

○琉人志節（琉人の志節）〔日本の琉球を夷けて郡県と為して後、琉に駐するの大臣、日廷の明諭を奉じて謂う。該境に官を設け職を分つ。刻ごろ日人を参用すると雖も、惟だ応に各員の二十欠を留出して、以て琉人に譲り、稍や致身青雲の願いを遂げしむべし、と。爰に琉人を幸めて之を選ばんとするも、琉球人民は故主を忘れず、皆拒みて命を受けず。甚だしきかな。心を攻むるの易からざるや。然り而して琉人の志節、彌ます佳とするに足るなり〕

七九年十一月初六日（光緒五年九月二十三日）

○中東要信（晋源報に云う。頃ころ、天津の友人の西曆前月二十八日の信息に接して、該処近日俱に中東の釁を啓くの事を議するを知る、と。

又云う。刻ころ、実在の情報を得て、局面甚だ危険たるを知る。恐らくは、一旦或いは戦事に出るやも未だ知るべからず、と」

七九年十一月八日 (光緒五年九月二十五日)

○中東交渉統聞「中東兩國、琉球の一事の為に、弊端を啓くを致す。前に日本館の西報に拠りて訳録せる一則は、中西各人皆深くは信ぜず。今、字林報の得る所の北京の信は、実に皆信じて微あり」

七九年十一月九日 (光緒五年九月二十六日)

◎論東瀛事 (東瀛の事を論ず)「今、琉球王未だ徳を失うを聞かず、その国並えて内乱なし、且つ日本に於ては、不侵不叛の臣たり、乃るに横に呑噬せらる。それ萬國公法をいかんせん。窃に以為りに、日本の琉球を併するは、実にその土地を貪るのみ」

七九年十一月十日 (光緒五年九月二十七日)

◎中東和戦比較説 (中東和戦の比較説)「それ琉球の一事、中人煩言ありと雖も、大局を維持する者は、断じて肯て弱小の与國の故を以て和を東隣に失わず。故に総理署及び南北洋大臣・駐日星使は並えて未だ日本と力走するの説あるを聞かず、また未だ琉球の官を遣して前來し救を求むるの事あるを聞かず。日本、今忽ち挑戦するは、果して何の見る所にして此の先声人を奪うの拳を為すや。…日本苟しくも戦を讓すれば、中国何ぞ替て之を畏れんや」

七九年十一月十一日 (光緒五年九月二十八日)

○故藩可憐 (故藩憐れむべし)「琉球の故主、日境に入りてより後、日本の密哥度<sup>ヒメカド</sup>は該王に五品の職を給すべし…と聞く。噫、昔は主位に居

るも、今は風曹と作るかな。故国餘財は尚お他人の鼻息を仰ぐ、また憐れむべし」

七九年十一月十九日 (光緒五年十月初五日)

○中東信杏 (中東の信、杏たり)「中国・日本の交渉の事は、本館館に聞く所に拠りて報に登列せり。日内には北京より絶えて一として確實の音耗なし」

七九年十一月十九日 (光緒五年十月初六日)

○香港西報述中東事 (香港の西報、中東の事を述ぶ)「中期、今已に日本に詰問し、定ずやその仍お琉球を還して以て自主の藩國と為し、三個月内を限りて言の如く弁理せんと欲す。若し期満つるの後、仍お聽従せざれば、惟だ兵戎を以て相い見ゆるあるのみ」

七九年十一月二十日 (光緒五年十月初七日)

◎中国自棄藩邦論 (中国自ら藩邦を棄つるの論)「今の安南は一の琉球なり、李揚材は一の台番なり。李は安南に窺するも馮軍門は即ち之を誅せず。一の台番の琉球人を殺すも、中国は之を查辦せざるの勢なり。法国、西貢に駐兵して以て安南を護るは、猶お之れ日本の中国を問罪して琉人の為に報復するがごとし、今また因りて尽く安南の地を治むるや、猶お日人の琉球を取るがごとし。中国より安南を以て法国に問わさるや、また琉球を以て日本に問わさるのみ。…嗚呼、日人豈に惟だ琉球のみ之れ是れを欲するや、將に高麗に志すあり。法人また既に安南を全轄して、緬甸・暹羅もまた尚お外人之を伺うあり。数年ならざるの間に、諸藩尽く失わるるは、誰の咎ぞや」

七九年十一月二十三日(光緒五年十月初十日)

○西人述中東事(西人、中東の事を述ぶ)〔近ごろ一西人傳稱すらく、中国総理衙門の大臣、琉球の事により、時に華京に駐するの日本公使と往復弁駁して謂う。日本如し意を執りて従わず、必ず琉球を夷らげて果と為さんと欲すれば、中国は勢い座視し難し。行じて当に我が六師を整え、樓櫓に会聚して以て勝負を決すべし云々、と〕

七九年十二月四日(光緒五年十月二十一日)

○発抄旨一道(十月初四日京報)〔旨一道を發抄す〕〔何璟等、琉球の遭風の難人は、例に循いて撫恤せんと奏す。旨を奉じたるに、知道せり、とあり。此れを欽しむ〕

七九年十二月六日(光緒五年十月二十三日)

◎閩撫恤琉球難人批摺書後(琉球の難人を撫恤するの批摺を閲みて後に書す)〔それ琉球の日本の為に夷らげられて沖縄県と為りて已に數閱月なり。その先、琉球は中国に服屬し、仍お制を東洋に受くと雖も、中国終に屬國を以て之を視る。使命冊封を除く以外に、凡そ該國の商民等偶颯風に遇い内地に漂流するあれば、中国の地方官は必ず力めて保護を加う。…故に琉球の中国に於けるや、また始めより終わりまで心悅誠服せり。…琉球は之れ日本の支派たるや否やは、中国の藩に關けたるところあり。たとえ果して支派に係るも、則ちまたその宗支を夷滅して以て義と為すべき者あらんや。…今乃ちその土地を貪るの故を以て、猝かに之を滅せり〕

七九年十二月十二日(光緒五年十月二十九日)

○福州近事(福州船政局、近ごろまた日夜戰械を趕造す。蓋し大東東

洋と成疊の挙あるを恐るるなり)

七九年十二月二十八日(光緒五年十一月十六日)

●日報論琉球事(日報、琉球の事を論ず)〔日本の新聞紙館、琉球の一事もて、美国朝廷將に中より調処せんとするを聞く者あり。…又一新聞紙の云うあり。日本、琉球を夷滅するは、今已成の局たれば、再び商すべきなし等の語あり、と〕

八〇年一月七日(光緒五年十一月二十六日)

○琉效日言(琉、日言を效う)〔琉球の前王尚泰、將に渡基澳に於て書院を設立し、以てその旧臣の子弟をして日本の語言・文字を学ばしめんとす〕

八〇年一月二十日(光緒五年十二月初九日)

○日本寒心(日本、寒心す)〔日本の東京よりの郵便に云う。日本、近ごろ中国の俄と修好するを聞き、各日報館皆發して論議を為し、咸此れを以て日本の憂いと為す。蓋し、中国の俄と修好する所以は、日本、琉球を取るが為の故にあらざるはなく、將に俄に修好して以て日本を攻めんとすればなり〕

●論琉事不足辨宜亟自強(選録循環日報)〔琉事は辨するに足らず、宜しく亟かに自強すべきを論ず〕〔願うに、西人の日人に左袒するは、要するに故なきに非ず。…今、琉球・高麗より外、越南は法に抛られ、暹羅・緬甸は英に抛らる。蚕食鯨吞して方に且に日に侵削を事とすれば、安んぞその後、琉球の故轍と為らざるを知るや。故に琉事を以て西人に折衷するは計の左なり。日人の我が中朝と齟齬する者に至っては、要するにまた因あり。彼且に謂う。法の越南に於ける、英の暹羅・緬甸に於

ける、中朝何ぞ一として之を問わざるに、独り日本の琉球に於ては、移文して詰難するや。是れ欧州を畏れて日本を欺くなり、と。…嗚呼、今日の事は、口舌を以て争うべきに非ず、また豈に能く筆墨を以て戦わんや。…是れ惟だ憤発して為すあり、亟に自強の計を図るあるのみ」

八〇年一月二十三日 (光緒五年十二月十二日)

○中東消息 (日廷、將に明春に於て、使臣を簡派して中国へ前来せしめ、以て琉球の事を弁論するに便ならしめんとす)

八〇年一月二十四日 (光緒五年十二月十三日)

○遠設巡丁 (遠くに巡丁を設く) (日人、琉球を兼併するの後、改めて沖縄県と爲し、特に県官を簡し往きて治めしむ。而れども琉球の人心は殊に服さず、付近の各島は皆蠢動の意あり。…現に聞くに、日人將に琉球内地に於て、差館を建てて差弁を設け、巡防の役を司らせ、藉りて以て非常を觀察せん」とす)

八〇年一月二十九日 (光緒五年十二月十八日)

○西報論滅琉事 (西報、琉を滅ぼすの事を論ず) (泰西各国の日報は、當に泰晤士を以て首に一指を屈すべし。昨ごろ倫敦より郵來せる近日の新聞一紙を得るに、中に日本の琉球を夷滅するの事を論ずるありて、至つて明且つ断なり。今その意を訳するに曰く、日本の琉球を夷ぐの一役は、余を以て之を觀れば、殊に日本を以て是と爲す能わざるなり…と)

八〇年二月初三日 (光緒五年十二月二十三日)

●中東兵勢辨 (選錄循環日報) (中東の兵勢の辨) (日報又謂う。中東を成すの役は臆定し難しと雖も、然れども兵勢を以て之を計れば、中

國は兵八十萬を得るべく、日本は祇兵十萬の間を得るのみにして、衆寡の勢い已に甚だ懸殊す。若し覺果して成れば、日本の為に計るに、當に智を以て勝ちて力を以て勝つべからず。宜しく猝に不意に出て、先に勁兵を用いて水道より駛して京師に至り、迅雷耳を掩うに及ばざるの計を為すべし、と。…無論、中朝は琉球の一事の爲に嘩然震怒し、その軍費をあつめ、その師旅を簡し、難端を先発せず。即ち已むを得ずして戦いに出れば、また必ず先に海防を固むべし」

八〇年二月五日 (光緒五年十二月二十五日)

●論日本未嘗無人 (選錄循環日報) (日本には未だ嘗て人なきにはあらざるを論ず) (岡本監輔、窮北日誌を著す。志は土疆を開拓するに在り。序を成齋に請いて編修す。成齋曰く、…予固より琉球の支那あるは猶お蝦地の俄羅斯あるがごとしと謂う。支那は虚名を以て琉球を争い、我は陽に之に名を与えて陰にその利を収む。…俄羅斯は利を以て蝦地を争い、我は徒に虚名を擁して彼は日にその実利を収む。…と)

八〇年二月六日 (光緒五年十二月二十六日)

○日使來華統聞 (日使、華に來るの統聞) (琉球、日本に夷滅せられてより後、中日兩國喧として煩言あり。文牘往來するも遂に成説なし。…今聞くに、日廷特に仁艾懿嘉温を遣して中俄兩國使臣と爲し、先に中國の京師に至り、後に俄京の聖彼得羅堡に至る、と)

八〇年三月五日 (光緒六年一月二十五日)

○廣貯軍火 (廣く軍火を貯う) (日本の横浜の西字報に云う。今、日本の製造局、洋鎗及び各項の軍器を趕造するを觀るに、大局と関あるに似たり。…一に琉球の一役の爲の者に似たり。中國は正に留意を為さざ

るを得ざるなり」

●紀論辦琉球事〈選録循環日報〉(琉球の事を論辦するを紀す)「美國の西字新聞、日本・中國の琉球に論及するの事を抄録す。西曆去年の七月二十三日、日本の匿高埠よりの來信に言ふ。日本近ごろ中國と協わす。その端は琉球に在り。琉球は乃ち中國の洋面の海島にして、數島より相連なりて一國を成す者なり。日本は則ち彼に屬すると謂い、中國は又此れに屬すると謂い、兩國相い持し、未だ孰か是なるやを知らず。茲に往還論弁の語を録して以て衆覽に供す。美國前任の總統赫蘭の亞洲に遊ぶや、恭邸之と接見し、礼に於て加うるあり。又總統日本に到るの時に、日本國家に善くその交隣の政を行ひ、以て亞洲昇平の局を保たれよと勸告せんことを懇り」

八〇年三月六日(光緒六年一月二十六日)

●統紀論辦琉球事〈選録循環日報〉(統いて琉球の事を論弁するを紀す)

八〇年三月九日(光緒六年一月二十九日)

●三統紀論辦琉球事〈選録循環日報〉(三たび統けて琉球の事を論辦するを紀す)

八〇年三月十二日(光緒六年二月初二日)

●四統紀論辦琉球事〈選録循環日報〉(四たび統けて琉球の事を論辦するを紀す)

八〇年三月十三日(光緒六年二月初三日)

○美日交歓(美の前總統格蘭脱、…その日本に在るの時、日廷之を待

つに礼を加うるあり、今、總統回國するに、特に一馬を購ひ、…日本の密哥度に贈る」

八〇年三月十八日(光緒六年二月初八日)

◎中東合従説(亞洲の地は、俄國久しく已に生心す。中より東は勢い必ず至る所なり。故に時艱を嵩目するの士は、中東力を合せて以て俄を拒み、区々たる琉球の事を以て嫌を為し、亞洲の全局を顧みざるに置くなからんことを欲せざるなし。此れ則ち海隅の蒼生の私に心し窃に禱る者なり)

八〇年四月四日(光緒六年二月二十五日)

○京官論事(京官、事を論ず)「京に寓するの西人、近ごろ書を本館に致して曰う。中朝は伊犁の事に因り、俄と齟齬す。又日本の琉球を夷滅するに因り、日本と睦まず。…惟だ琉球の事は京師の官場の伝説に拠るに、日本は中國を藐視し、琉球を夷滅し、琉球は日に中國復仇せんことを望むと雖も、中國は決して此の事を与聞せず、また断じて肯えて師を興して問罪せず。惟だ日本の使臣の京に到るを俟ちて、大臣を簡派しそれに向いて理論せん」とす。如し琉球を復立し能わば固より幸いの事たり。仮に願いの如くし克わされば、またその殄滅を聽すのみ。然れども都中の官場の何星使を不満とするは衆口詞を一にするなり、と。本館按ずるに、西人の來番中に更に極力誣毀の語あり。官場より得ると雖も然れども究に登錄に便ならず」

八〇年四月十六日(光緒六年三月初八日)

○防堵風傳(防堵の風傳)「探得したるに、廣東の官憲、近ごろ人夫一千五百名を撥し、遍く廣東の各海口の碼頭を修し、一律に修築して堅

固ならしむ。…又聞くに、蘇州屯する所の兵は日に操演を加え、兵額更に増す、と」

八〇年四月十七日 (光緒六年三月初九日)

●五統紀論辨琉球事 (選録循環日報) (七たび統いて琉球の事を論辨するを紀す)

八〇年四月十九日 (光緒六年三月十一日)

◎論俄主結好日本事 (俄主の好を日本に結ぶの事を論ず) (中国、近来、日本と面従心違の勢いあり。今に及んで怨を積き好を結ぶは、已に及ばざるを慮る。而して今に至るも動かす変わらせず、並えて東人と輯睦するの説なし。俄人深く中国事を作すに遅緩するを知り、因りて先発して人を制し、日と深く相い結納す。此れ、その意の狡にして謀の捷なること、如何と為すや。…日本はまた亞洲の一大國たり。国事を謀る者、未だ嘗て人なきにはあらず。豈に俄人の好を東に結ぶ所以の者を識らざらんや)

八〇年四月二十四日 (光緒六年三月十六日)

●六統紀論辨琉球事 (選録循環日報) (六たび統いて琉球の事を論辨するを紀す)

八〇年四月二十六日 (光緒六年三月十八日)

●七統紀論辨琉球事 (選録循環日報) (七たび統いて琉球の事を論辨するを紀す)

八〇年五月二十九日 (光緒六年四月二十一日)

○中日近聞 (日本、近ごろ依奴依大臣を派して華に来たらしむるは、已に前報に列せり。今、日本の報に云う。或は謂えらく、琉球の一事、日本は中国のただ体面なきを欲せず。故に中国に近きの數小海島を將つて、中朝に譲与せんと願う、と。而して中朝は須らく琉球の日本の地たるを認むべく、日本は中俄或は戦に出ずれば日本断じて俄を助けざるを「すと云う」)

八〇年六月十一日 (光緒六年五月初四日)

○東報論中東事 (東報、中東の事を論ず) (日本の哈喇新報に云う。日本の參贊大臣の燕那機達基詩、華歴三月一三日に於て、中国の京城に前赴せり。蓋し日廷の命を奉有し、往きて中朝と両国交渉の事件を商議す。事は極めて秘密にして、外人は預め知るを得ず。…然れどもその大旨は究に琉を定め俄に備えるの二事に外ならず)

八〇年七月二十日 (光緒六年六月十四日)

○琉球瑣記 (香港、琉球の信を得たるに云う。日本、琉球を兼併して改めて沖縄県と爲し、官を設け成を置き、意を極めて經營す。那覇地方より以て中山府に達するまで、貿易は頗る盛んなり)

八〇年十一月二十七日 (光緒六年十月二十五日)

○日使言旋 (日使、ここに旋る) (英十一月一日、日本報、電音を訳述して云う。日本の華に来るの使臣、頃ごろ忽ち施を返してここに旋らんとす。緣みに、該使臣琉球の事の為に華に来るに、中国前に俄事未だ晴からざるに因り、此れに及ぶに暇なし。近ごろ聞くに、中朝之と嘗及して、俄事次を將って定むべければ、如し日本必ず琉球を減ぼさんには、中国当に師を日に移すべしと云う。故に該使臣此れに因りて帰るを



告ぐ、と」

八一年一月七日（光緒六年十二月初八日）

○東報彙錄〔日本使臣、近ごろまた華に来たる。蓋し琉球事件の爲なり。此の事已に商妥せり。大約、中俄の疊端已に啓かれ、故に琉球の事以て速やかに了するを得る。情形を揆度するに、中俄如し竟に交戦すれば、日は中を助けて以て俄を擯けるべきに似たり〕

八一年一月八日（光緒六年十二月初九日）

○長崎近信〔又聞くに、日廷俄に向い旧地を還さんことを索むるも、俄員之を却く。此の処の地は要隘に居り、中国と疊を啓かば、尤も喫緊の処に属するに因り、敢えて此の重地を棄てずと云う。按ずるに、日本の蝦夷島は久しく俄人の拠る所と爲る。近來、日廷正に勁精図治し、旧疆を規復せんと意欲しつあり。故に此の説あり。然らば則ち日本の蝦夷島は正に中の伊犁と遥遥相い対し、また之を同病相い憐れむと謂うべし〕

八一年一月十七日（光緒六年十二月十八日）

○籌俄餘議七（俄を籌るの餘議の七）〔日本既に琉球を滅ぼす。而して始めは文詞を以て相い詰責するなり。それ琉球の中日に於ける、猶お兩属の国に係る。然らば中朝苟しくも必ず保護せんと欲すれば、當に未だ滅びざるの時に於て、之が爲に事に先んじて予防し、或いは一介を遣して以て日本の兵を阻止するか、或は兵を發して以て琉球の險を防がしむべし。琉球は兩属に係ると雖も、日本は之を滅ぼさんと欲すれば、中国節を出して以て相い救護するも、是れまた情理の當に然るべき所にし、未だ必ずしも遂に萬国公法の容さざる所と爲らず。乃るに時に先ん

じて並えて挙動なし。琉球の使臣は申包胥の哭に效うと雖も、仍お代わりて計を為さず、直だ既に夷らげて郡県と爲すに至つて、乃ち空言を以て相い詰り、その侵地を反し旧邦を存せんことを冀う。烏んぞ得べけんや〕

八一年一月二十日（光緒六年十二月二十一日）

○京師傳述〔前に西報に中東琉球を議定するの一節あるを訳す。今また諸を京都より来る者に探れば、また此の説あり。又云う。議して琉球三島を擄つて平分し、各々近き所に就きて分管せんとす等の語あり。但、此の議已に早に聞く所あれば、恐らくは確信にあらざるなり〕

八一年二月十九日（光緒七年一月二十一日）

○訳録日報（日報を訳録す）〔西報、中東の事を論じて云う。日内に聞くに、中国、琉球の一節の爲に、日本と疊を啓かんと欲す。未だ確音あるを得ずと雖も、然れども日本の欽使已に節を返して瀛に来たり、中国の日本に駐紮するの欽使また之を召して回らしむるを聞くを觀れば、中東和を失うは已に端倪を露わせり、と〕

八一年二月二十日（光緒七年一月二十二日）

○使旋傳疑（使旋るの傳、疑わし）〔論者多くは猶いて中東和を失うは高麗に因るに非らずして即ち琉球の事の爲なりと爲す。伝聞するに、業に經に和を失うの謡あり。然れども日使行くに臨むの時、仍お都中の各官と談笑して話別すれば、また未だ和を失うの形跡あるを見ざるなり〕

八一年二月二十三日（光緒七年一月二十五日）

○待乗機折衷説〔□を待ち機に乗じて折衷するの説〕〔それ琉球の

中に服属するや、中は初めよりその土地を食はず。此れ各国の共に諒とする所の者なり。日本は既に琉球その分支たりと云いて今竟にその祀を殄す。此れまた各国の共に見る所の者なり。理の曲直、事の是非は、各国既に瞭として指掌の如し。…故に中国の計を為す者は、それ我の兵威を以て之に臨むよりは、各国の公法を以て之を繩るに如かず。我は和約を恪守するも、彼は乃ち首より和約に背く。旁人之を見て、之が為に寒心せざる者あらんや」

○使旋統聞(使旋るの統聞)「日本使臣の宍戸、北京より滬に抵るは、已に前報に列す。茲に西報を閲して知りたるに、該使臣今年の新正に於て、琉球使臣の中国に入貢するを聞くに因り、阻撓せんと意欲す。而るに華人云う。此れ数百年の旧例に係れば、停止するを聽さず、と。該使臣、遂に急ぎ回國して此の事を商議せんと欲し、開凍に至るを俟つに及ばず、陸路より起程し、即ちに行きて滬に至る」

八一年三月一日(光緒七年二月初二日)

○日船開行「日本の江哥干輪船、滬に来る。業に経に列報せり。今、該船前日に於て具崧を駛出するを悉る。聞知するに、日本の使臣宍戸は即ち此の船に乗りて本國に開還せり」

八一年三月六日(光緒七年二月初七日)

●訳録西人論中日事(西人の中日の事を論ずるを訳録す)「晋源報、長崎の報を載せて言う。宍戸大臣回國するは、琉球の一事に縁る。中国は須く各督撫に交して會議せしむべしと云えば、宍戸以為えらく、…我當に督撫の処に至りて共に商せん、何ぞ必ず北京に居るや、と。遂にその副の一魯伊とともに回國すと云う。…以上、皆西報の言う所にして、その兩國の情形を論ずること、ただに瞭として掌を指すが如きのみなら

ず。然るに必ず中日兩國は琉球の一節に因り、必ず兵を構えんと欲す。宍戸の回國は即ち和を失うの端と為ると謂う。即ちまた未だ必ずしも戻くは然らず」

八一年三月九日(光緒七年二月初十日)

○星使啓節「東洋に簡放せられて駐紮するの許竹實星使は、聞くに已に正月十六日に於て陸見し、二十六日に於て出京し、天津より上海に至り、然る後日本に前赴す、と」

八一年三月十二日(光緒七年二月十三日)

○日本戎備「字林報、日本よりの來信を載有して言う。江哥干兵輪船は本月初三日に於て、已に長崎に抵る。宍戸大臣回國の一節は、賽摩利人之を聞き、皆袂を投じて起ち、戰興勃勃たり。而るに、各官の意中は則ち日本近來の餉項未だ裕如たる能わざるを以て、敢えて輕しく戰を言ひ易からず。然れども日本の水師は刻ごろまた汲汲として戎事に備えるを准す」

八一年三月一三日(光緒七年二月十四日)

○日本大言「宍戸大臣の日官に致すの電音、その中に言う所は外人未だ之を知るに及ばず。惟だ傳言に云う。中国は已に兵船日本に駛往するあり、故に日本もまた預め備えて各口を防守すべし、と。…又聞くに、日使已に北京を離るるは、彼の時と雖も尚お実信なし。惟だ中国の兵船、或は一二艘日本の口岸に往來するあるを聞くと雖も、恐らくこの時或は加増するあれば、華人の意は則ち測り向し。前時、中俄齟齬し、俄國曾て兵船多艘を調集して以て恫喝の計と為す。中国或は此の策を用いるやもまた知るべからず。然れども、たとえ中国果して此の意ありて琉

球を規復せんと欲するも、則ち日人決して任受せざるなり」

八一年三月十五日（光緒七年二月十六日）

◎論日東大言（日東の大言を論ず）「昨ごろ訳したる字林報の登せる所の日本の西字新聞紙の一論に至っては、日人、夫戸回国の後に於て朝野譏を沸かす。その意見固より已に顯然たり。それ日人の挙動は往往にして測るべからず。計るに、此の一〇年の中に、日人の故らに中国と譽を辱むる者、已に二事あり。往年の台湾の役には、日人強詞もて理を奪う。琉を降して県と為すの一事は、則ち日人豈に琉球の中に兼属するを知らざらんや。乃るに擅に廢置を行い、並えて中朝に告げるの言なし。その曲直また想いて知るべし」

八一年三月十六日（光緒七年二月十七日）

●閱日本大官書後（箕踞白眼人戲筆）（日本の大官を閲みて後に書す）「申報を閲みて日本の大官の一篇あるを見る。字林報よりの訳出に係る。初め之を閲みて獰然として以て驚愕するを禁せず。蓋し日皇の雄才、大略孜孜として治を求め、直だ海内の覇國と為りて欧亚諸國より上の地に駕らんと欲し、その小を思えざるなり。改めて氣象一新し軍容彌ます盛んなるを觀て、台湾に小試し、中国之と争わざれば、その欲を遂げて去るを得るも、また地を闢く能わざるを以て、引きて憾事と為し、乃ち琉球に於て、その軍を整え武を經り疆を開き土を拓くの宏謨を顯わせり」

八一年三月二十日（光緒七年二月二十一日）

○日本近聞（字林報に言う。日本の外務衙門は夫戸回国の一事、中に礼を失し頗る然りと為さざるに似たるを以て、故に擬して再び一使臣を

遣して華に來たらしめ、必ず見識廣遠にして才幹有為の人を須いて、中國と一切を商議せしめんとす、と。日本報また云う。日本の兵部は近來通く外国新聞紙を閲み、各國の琉球の一事を議論するを考核す、と」

八一年三月二十五日（光緒七年二月二十六日）

○中日伝聞（日本使臣、正初に於て京より起程し、陸路より申に回り、頗る急にして待つに及ばざるの情状あり。一時津に駐れば、西人みな相い議論して謂う。中東好を失うは已に明徴あり。是れより道聽途説の流、紛紛として傳述す。然れども確かなるや否やは究に知るべからず。茲に津人の函に拠るに稱すらく、中日和を失うは實にその事あり。蓋し琉球の一役に、中國問罪の師を興さざるは、徒だ外患未だ寧んぜざるの故を以て、稍や緩ること須臾にして、並えて藩籬を徹して顧みず侯服の亡と云うを聽すには非ざるなり。日本は前年に於て我が台湾を擾し、去年また我が琉球を滅ぼす。大いに寸を得れば寸、尺を得れば尺の情景あり。中国もし再び忍を含めば、實に國体に於て関わるあり」

八一年四月三日（光緒七年三月初五日）

◎防軍不可驟撤論（防軍は驟に撤去すべからざるの論）「高麗は俄人の欲する所と為る。その情、正に日本と相い似たり。而して中国は勢い必ず争う所なり。蓋し高麗は中国の屏藩たり。屏藩一たび撤すれば、門戸また何ぞ恃むに足らんや。故に日人・俄人を論ずるなく、苟しくも高麗に甘心せんと欲すれば、中国は必ず師を出して以て援くべし。琉球の地、尚お中国と甚だしくは損益なく、但、体面の故を以て日人を詰責し、猶お以て視て緩圖と為すが若きにはあらざるなり」

八一年四月五日（光緒七年三月初七日）

○日銭愈壞 (日銭、愈々壞す) (中日交渉の事に至っては、前使臣の  
 宍戸國に返り、日廷殊に該使臣を以て合せずと為すも、究竟いかにする  
 やは尚お的愆なし。惟だ日本の新聞紙、この事に言及して云う。日廷已  
 に別に使臣を派して華に至らしめ、宍戸は再び中国の使に任ずる能わざ  
 るなり、と)

八一年四月二十一日 (光緒七年三月二十三日)

○琉球近聞 (中日、琉球の事の為に、議する者嘖として頌言あり。中  
 國は大度もて包容し突に戎首と為るを願わずと謂うあり。日本は心に怯  
 を存し、時に猜疑を啓くと謂うあり。但、究に確突の信息なし。惟だ昨  
 ごろ香港報の章を聞るに謂う。京師の郵音を得るに、日本近ごろまた通  
 商を以て名と為し、擬して先発人を制するの拳を作さんとす。中朝、南  
 北通商大臣に飭して妥よく籌画を為さしむ。茲に謹しみて二月初二日の  
 上諭を符って恭録すれば左の如し)

八一年四月二十五日 (光緒七年三月二十七日)

◎恭読二月初二日上諭謹書 (恭しく二月初二日の上諭を読みて謹みて  
 書す) (中日、琉球の事に因り、議論紛紜たり。…琉球の日本の滅ぼす  
 所と為る、その曲直の頭見する者は姑く必ずしも論ぜず。第、日人の心  
 計に就いて論ずれば、その意は固より中に在りて専ら琉に在るにはあら  
 ざるなり。…昨ごろ恭しく二月初二日の上諭を読みたるに云う。…中国  
 は球を存するを以て重と為す。若し讓する所の如く兩島を画分すれば、  
 琉祀を存するの一層に於て、未だ妥善に臻らず。…球案の妥結を俟ちて  
 商務自ずから讓し行うべし、とあり。此れを欽めり。…惟だ商務既に讓  
 し行わんと欲すれば、琉球は須らく復國すべし。若し琉球を以て兩島を  
 画分すれば、名は復球と為すも突は分球なり。且つ中国の球案を辨する

は、並えて日本と難を為さんと意うことあらず。また琉球の土地を以て  
 利と為すにあらず)

八一年五月二十日 (光緒七年四月二十三日)

○訳録日本報 (日本の報を訳録す) (日本の西字新聞紙に言う。此の  
 時、中東の国事は、従前の台湾の一役に較ぶるも、更に堪え難きを覚ゆ。  
 …恐らくは樽俎に易えて干戈と為すを免れざるべし、と)

八一年六月十八日 (光緒七年五月二十二日)

○准備同仇 (同仇に備うるを准す) (日本の西字報に言う。華本月初  
 上、中国朝廷、各武員に諭令して預め不時の調用に備えしむ。数日前、  
 日廷また諭旨ありて、富貴の家の丁壯をして皆水陸各軍に赴き、預め調  
 用に備えしむ。此に因り之を觀れば、中東の勢は將に成らんとす、と。  
 然れども中国は近日並えて聞く所なければ、恐らくは此の言未だ深信す  
 るに足らざるなり)

八一年七月十四日 (光緒七年六月十九日)

○遺臣抱恨 (遺臣、恨みを抱く) (琉球は日本の為に夷滅せられ、社  
 稷傾覆し家國敗亡せり。之を大を以て小を字しむの義に按ずるに、中国  
 は原より袖手傍觀して一語をも発せざる能わず。惟だその時、適、中俄  
 やや齟齬ありて兼顧するに遑あらざるに値るのみ。向きに、以為えら  
 く、中国は固より輕しく弊端を啓くを欲せざるも、琉球また何ぞ一介の  
 使もて中朝に向いて救を求め、申包胥の秦庭に哭するが如き者なきや、  
 と。乃るに、昨ごろ津人の來信に接したるに称すらく、琉球、遺臣兩員  
 早に天津に到り、李爵相に朝廷に転奏して將に命じ師を出し、仇を雪ぎ  
 國を復するを願求するあり、と)

八一年九月十日（光緒七年閏七月十七日）

●閩督何奏撫恤琉球遭風難民片（閩七月初八日京報）（閩督の何、琉球の遭風の難民を撫恤するを奏するの片）

八一年十月二日（光緒七年八月初十日）

○東報雜錄「又云う。華官、向きに中國の駐日欽使の番中に在る者あり。後に經に華に回り、撰して一番あり。その中に皆、中國は以て兵を日本に用うべきの意を言う、と。然れども此の番、中國は尚お未だ之を見ざれば、未だ此の言の確かなるや否やを知らず」

八二年一月七日（光緒七年十一月十八日）

○琉臣殉義（琉臣、義に殉ず）「東瀛の西字報に言う。琉球の遺臣兩員、中國の京都に前往し、一は則ち自刎して死し、一は則ち絶食して死するあり。大約、日本の琉球を夷滅するの一節に因り、故に此の挙を為す。秦庭の哭より更に甚だしきなり。…と」

八二年一月十二日（光緒七年十一月二十三日）

○京都郵便「北京の西友の來信に言う。琉球既に滅ぶの後、去年曾て琉臣總理衙門に至り、中國代わりて設法を為さんことを求請するあり。

今年また聞くに、琉球の二臣天津に至り、李伯相に代籌せんことを求請するあり。津に至るの後、琉臣中已に一人身故するあり、と」

八二年一月十四日（光緒七年十一月二十五日）

◎論琉臣殉義（琉臣の義に殉ずるを論ず）「客の余に問う者ありて曰う。琉球の遺臣、義に殉ずるの事は果して之あるか。余曰う。此の事は日本の報中より訳出するに係る。…客曰う。子が以為らうには、琉臣の死

は義たるか、不義たるか。余曰う。烏んぞ不義たるを得ん。…彼その意は固より當を得て以て國王に報せんと欲するも、大邦の暇あらざるに値り、また敢えて人を怨まず、之を謀りて忠ならざれば、惟だ一死以て國王に謝するあるのみ。なんぞ猶お義にあらざると為さんや」

八二年一月三十日（光緒七年十二月十一日）

◎中國勤修武備問答（中國武備を勤修するの問答）「それ日本は前に台湾の役あり。繼いで又琉球を殲滅するの事あり。罪を中國に開くことなくんばあらず。故に外人は竊竊に私讒し、中日の譽を開くは意中に在りと以為わざるなし」

八二年二月十日（光緒七年十二月二十二日）

○琉臣瑣尾「東瀛日報に称すらく、琉球、遺臣兩員、京都に於て義に殉ずるあり、と。曾て前月十八日の報中に照訳せり。茲に本館、天津よりの來信に接し、此の兩臣、一は世子に係り、一は郡瑪に係るを知る。

…京卿命を奉じて出洋するにおよび、此の二臣、更に貧病交も逼る。然り而して一線尚お延らえ、並えて未だ双ながら困難に殉じざるなり。聞くに、凍河の前に於て、業に已に津を去れり、と」

八二年三月二十七日（光緒八年二月初九日）

○東瀛雜錄「琉球王尚泰、日京に至りてより已に三載あり。…故國を懐し、悲しみ自ずから勝えず。現に聞くに、業に已に憂患疾と成る、と。その旧臣、毎に中國の欽使の衙門に往きて、欽使代わりて復國を図るを求めんと欲するも、日人の防範甚だ厳なるをいかんせん。…前に聞くに、その法司官、琉球王の欽使に致すの手書を將って髪の内蔵し、深夜装を易え往きて欽使に見みゆ。後、日人の知る所と為り、大いに悦ば

すと為すと云う)

八二年四月九日 (光緒八年二月二十二日)

◎論日本善政 (日本の善政を論ず) (日本の治を為す此の如し。又何ぞその蒸蒸日上の勢いあるを怪しまんや。前ごろ聞くに、日本は琉球を以て県と為す。論者譁然として蓋し以為えらく、琉球は多年の故国にして忽ち日人に凌夷せらるれば、此に於て未だ強を以て弱を凌ぐの意あるを免れず、と。若し日人の為す所大率此の如しとすれば、又何を以てか國勢方に興りて已まざるや。今此を觀て後、その興る所以の者蓋し故あるを歎くなり)

八二年四月十六日 (光緒八年二月二十九日)

◎東海瑣聞 (長崎・大分・鹿児島等の処の日人、現に貨物を將て琉球に運往し出售する者、日に繁盛するを見る。毎月、計るに、日本船の該島に往來すること七次あり。故に該島の物価極めて廉く、生意また甚だ活動す。…琉球の那覇港に日人新たに砲台數座を築き、台上には井びに砲兵の環守するあり。…中山の首里城池は陸軍の轄する所と為る)

八二年五月二十六日 (光緒八年四月初十日)

◎琉事議妥 (琉事、議妥す) (日本の西字報に言う。日本、中國と琉球を較論するの一事、現に已に該國の華に駐するの領事官と李伯相より議を定め、妥洽に臻るを得れば、未だ陸誼を傷つけず。その如何に議妥するや、及び章程は奚に似るやに至っては刻ごろ尚お未だ知らず、と)

八二年六月五日 (光緒八年四月二十日)

◎摘錄東報 (東報を摘録す) (日本報に云う。…又云う。琉球の未だ

廢せられざる以前には、他國人の遷往して居する者、断禁頗る殷なりしも、廢藩置縣より以來、此の禁遂に弛む。計るに、現在、日本人及び別島人の那覇港に移居して耕種する者、四千五百餘人あり。その移居する者は皆耕種に勤め、故に出す所の産は土人に較べて多しと為す。貿易また従前に比して暢旺す。惟だ土人は反つて困を受くる者衆きを以て、利益は客民の占する所と為ると謂い、深く妬忌を懷き、群かえつて官に稟し、法を設けて客民を將て驅逐して出境せしめんとすと云う)

八二年七月六日 (光緒八年五月二十一日)

◎福州近事 (茲に福州の西字報を閱るに、…該報又言う。琉球、歷年中國に入貢するの使は、皆福州より道を取る。今年仍お旧章に照らし、現に已に行きて福州に抵るの琉球人數十名はみな省垣に在りて遊玩す。惟だ琉人は頗る譎智あり。船將に閩に抵らんとすれば、即ち蓬枕等の物を將て蔽起し、一に風に遭いて困苦するの状に似せ、華官此の情形を見て、乃ち酌給恤貸す。…此を以て華人を欺きて利を弑す。また巧思ありて大志なしと謂うべし。即ち此れ琉人の志趣を見るべし)

八二年七月三十日 (光緒八年六月十六日)

◎琉球近聞 (日本の琉球を夷らげて沖縄県と為して、今已に五年なり。日人、該処に在りて官を設け戌を置き、數年來經費賈られず。…又聞くに、該処地方、近來頗る安靜ならず。中山の土族、國王を立つるの事を論じて、各々意見あるに因り、遂に互相争論するを致し、分れて白黒兩党と為る。白党は日京に向い國王尚泰を迎え回り、仍おそれを尊びて主と為さんと欲す。並びに自主の國と為さんと欲し、中國に附するを願わず、また日本に屬するを願わず。黒党は尚泰の無能を以て、その復國を喜ばず、尚泰の叔伊江王子を立てて主と為さんと欲す。並びに人を

遣し中国に往きて密訴し、此の事如し果して中国行方を准さば、日後永く属国と為り、日本の轄治を受けざるを願う。故に、刻下、両党此れを以て合せず、各々党羽を糾約し、視て仇讐と同じくす」

八二年八月二十七日(光緒八年七月十四日)

○琉球地震「日本新設の沖縄県は即ち琉球国なり。…前月二十四日晩十二点鐘の時、地忽ち大いに震う」

八二年九月六日(光緒八年七月二十六日)

○彙訳東報(東報を彙訳す)「沖縄県は即ち旧時の琉球国なり。一月前に於て、百姓皆て地方官と鬧事し、後弾圧を経て平静す。刻下、該県、大阪府警察に巡查六十名を添派し撥往せんことを請う。聞くに、朝鮮と齟齬するの故に是の請あるに係る」

八二年九月二十三日(光緒八年八月十二日)

○訳録東報(東報を訳録す)「東洋の新聞紙に琉球の近事一則を載有して云う。日人、琉球を改めて沖縄県と為すの後より、諸事整頓し、琉人大いに欣喜を為す。而るに、該国の職あるの官一人、頗る以て然りと為さず、二三の同志の者と仍おその旧日の規模に返さんと欲し、乃ち從者二十五人を帶し、潜行して中国に通赴するも、人多くは未だ知らず。直だ俸禄を頒發するの時に至り、人の領受するなきに因り、その事方めて洩れる。故に、近来、日人琉球に之き、格外に防範す。再び通避の事あるを恐るるなり。然れども中国は並えて未だ琉球官員の到来するの信を聞かざれば、或は伝聞の未だ確かならざるか」

八二年十月十八日(光緒八年九月初七日)

○釈問(問を釈く)「客の野史氏に問う者ありて曰く、我が中国、朝鮮の役あり。數算は聖君より乗け、碩画は賢相より出で、吏は能謀を尽くし、將は勇ならざるなく、暴を伐ち乱を誅し、禍難は悉く平ぐ。…第、是の役の仁明英武を以て、前に疑うなき能わず、且つ更に後に望むあり。事の未だ解せざる所は殆ど三あり。…さきに生番、琉球の難民を戕殺する、何ぞ日人の事に預るや。…日人帰り、獲る所を以て將士に分給し、復たその餘を以て輪舟二艘を購い、中山王に贈る。…中山王、辭して受けざれば、日人その己を外にするを怒り、之に迫りて我が中国を絶たしめ、更に遣使して来たりて告ぐるに、侮傲なるかなその詞、歳貢を償わんことを責む。論弁往復するも、議論未だ決せず。已にその王を執え、その國を夷らげて沖縄県と為せり。此れ、僕の未だ解せざる者の二なり」

八二年十一月四日(光緒八年九月二十四日)

○不祀忽諸(祀らずして忽諸す)「琉球開國の祖は天舜氏と曰う。歴傳して尚泰に至るまで三十四代、春秋の祭祀は從えて欠略なし。今は該國王、日京に旅居すれば、祖宗の廟祀我より斬たるを恐る。爰に旅邸に在りて妥よく先靈を祭る」

八二年十二月八日(光緒八年十月二十八日)

○琉球近聞「琉球の八重山島は港口狭くして河身闊し。向來、島民此によりて生を為す。一年の内、約百餘尾を獲る。…琉球群島の産する所の赤糖は、向に皆日本に納税す。琉球の士族は向に平民を視ること草芥の如し」

八三年一月十三日(光緒八年十二月初五日)

○紀念碑 (日本、琉球を改めて沖縄県と為し、鍋島直彬を派して県令と為す。聞くに、辦理すること数年、頗る善政多し。故に日人、特に該県令に与えるに、碑を立てて以て紀念と為す)

八三年一月十四日 (光緒八年十二月六日)

◎邦交之道今昔不同説 (邦交の道は今昔同じからざるの説) (人或は謂う。日本、琉球を取るも、中国は能く之を折るなし。是を以て中国の病と為す、と。然れども此れ猶お病むに足らざるなり。琉球久しく中に属すると雖も、その地は日本と近きと為す。縦え日人、琉球は本より日本の分支に属すれば今特だ之を併するも、初めより之を夷滅するには非ざるなりと言ふとも、此の言また未だ抛と為すに足らず。然れども此の区々の為に、同壤の国と遽に罅隙を啓くは、過当に属するに似たり。故に暫く大度を以て之を置くも、高麗に従事せんと欲するに至つては、袖手する能わず)

八三年一月二十七日 (光緒八年十二月十九日)

●訳東京日日新聞兵備論 (東京日日新聞の兵備論を訳す) (但、我、中国と立約通商してより以来、数年にならざるの間に隙を生ずること三あり。一は台湾、一は琉球、一は朝鮮。此より兩國の交誼甚だ疎にして兩國人民また各々相い下らざるの心を懐く)

八三年二月三日 (光緒八年十二月二十六日)

○東報雜錄 (又言う。日本近ごろ商船公司を創設して股分を糾合す。各社の股票を購う者甚だ多し。琉球人また投資する者あり。而して琉球王の買入所頗る多し。一の日商に託して之が經手と為すに係る)

八三年二月四日 (光緒八年十二月二十七日)

●照訳日本時事新聞 (日本の時事新聞を照訳す) (天津よりの來信に接したるに云う。琉球の一事は、前に經に日本の実戸公使、北京に駐するの時、曾て中国政府と議商し、琉球の宮古・八重山兩島を併つて中国に帰還し、仍お尚泰君を封じて中山王と為し、以て尚氏の血食を継がしめんとす。その時、中朝允さず。後、実戸公使、任滿ちて帰國するに因り、此の議また即ち中止す。…今に至り、論者は皆李中堂佐懼なりと謂い、甚だしきに至つては、謗毀の語あり。然れども中堂また兩難を覚え、憂心耿耿たるを免れず)

八三年二月十三日 (光緒九年一月初六日)

○日高近聞 (又言う。日本の今年加収する所の税は、計るに、七百萬圓あり。蓋し中国と琉球の事を議し、故治する能わず、兵端を滋くするを恐れるを以て、故に先に此の款を籌り、預め軍需の用に備う)

八三年二月十七日 (光緒九年一月初十日)

◎固藩三策上篇 (藩を固める三策の上篇) (根深ければ枝栄え、枝葉靡びて根また萎える。…日本の如きは小なりと雖も、地險にして民強し。我が中国に於ては、久しく輔車相い依るの勢いを成す。乃るに、遠交近攻の説に惑い、我が東藩を窺伺し、我が南服を奪し、藉りて中国の動静を視い、以て強弱と為す。それ朝鮮なり、越南なり、琉球なり、その形勢を論ずれば、固より遠近大小の殊あり。而して体制を以て之を言えは、皆藩服に在り。藩服の得失は即ち中国の得失なり。或は謂う。朝鮮・越南は我が中朝に聯り、名実俱に重し。茲爾たる琉球は則ち有名無実なり、と。余以為えらく、名は実よりも重し)



八三年二月二十二日(光緒九年一月十五日)

◎固藩三策中篇(藩を固める三策の中篇)〔越南、周には越裳たり〕

八三年二月二十五日(光緒九年一月十八日)

◎固藩三策下篇(藩を固める三策の下篇)〔情を以て之を言え、朝鮮は越南に視ぶるに更なる親と為す。事を以て之を言え、琉球は越南に視ぶるに更なる急と為す。…按ずるに、日人自ら琉球國を夷らげて冲繩県と為す。日の國制にては県は郡より大なり。故に琉球を県として中山を治む。爰に鍋島直彬を以て令と為す。爾來、力を悉して經營し、規模粗ぼ具わる〕

八三年二月二十八日(光緒九年一月二十一日)

◎固藩三策閩篇(藩を固める三策の閩篇)〔日本なり、朝鮮なり、琉球なり、是れ海東の三国たり。海東の三国、日は大と為し、朝鮮は之に次ぎ、葦爾たる琉球はそれ小なる者なり。按ずるに、琉球は海間の叢島にして、遠くより之を望めば、流蚪の形の如し。…已に琉球は既に折られて日本に入る。日人の意は遂に専ら朝鮮に注ぐ。我が中朝は固より二國の君の恃みて以て恐れなく、頼るに生命を以てする所の者なり。乃るに、今や琉球國は県と為れり。王にして虜われたり。朝鮮は則ち内訌を以て外侮を召く。邦國の危うきこと岌岌として日を終るべからず。…然れども琉球の事は難にして実は経略し易し。三韓は易くして実は難し〕

八三年三月三日(光緒九年一月二十四日)

◎東瀛雜聞〔近来、中日相い交るに、漸く齟齬を見る。恐らくは干戈の弊あるを免れず。故に日國、軍械を造して以て不虞に備う〕

◎琉球近況〔冲繩県の某某の來信に拠るに称すらく、該地の目下の情形、到る処、約を結び、党会盛んにして流行と為る。旧藩士族、分れて三党を立つ。その一は称して白党と為し、以て旧主尚泰を慕いて主と為す。…その二は称して赤党と為す。倡首者は即ち前に中國に逃往するの富川某にして、旧徳を仰慕し中國の政教を崇尚するを以て主と為し、

究竟日本に属するを願わず。党勢は平常なり。その三は之を黒党と謂う。その倡首者は頗る激烈を為し、以て旧主尚泰を廢してその伯父の伊江王の子を立てて主と為し、旧日の常例の如くして清日に兩屬せんとす、…と〕

八三年三月四日(光緒九年一月二十五日)

◎暹報伝言〔香港の西人、書を暹羅の西字報に致して言う。近来、中日、琉球の一事に因り、齟齬あるを致す。恐らくは暹羅に駐するの美國公使、また將に与にその事を議すべし云々、と〕

八三年三月五日(光緒九年一月二十六日)

◎論琉人分党(琉人の党を分つを論ず)〔按ずるに、それ琉人の三党は、朝鮮の守旧・開化の門戸を頭分する者とは、その勢則ち異なるも、その心則ち同じくす。中國の朝鮮に於けるや、目下既に開化党の助を得る。苟しくもまた朝鮮を救う者を以て琉球を救わば、則ち琉人の心もまた大いに恃むべきなり。噫、故國亡ぶと云うも人心尚おその主を繫ぐ。日人の為に計るに、それ長く此の冲繩県を保有し、中國をして終に琉球を惣然たらしむる能うや否や〕

八三年三月九日(光緒九年二月初一日)

◎東瀛雜聞〔又云う。日本、近来、極めて軍実を整頓するを意う。中

国の駐日欽使、その備うる所の船械等の物を得て華文に繕成し、中国に寄回す、と。現に聞くに、中国、已に覆信して黎星使に到し、それを格別に留心翻訳せしめ、大意を得るなからしむありと云う)

八三年三月二十五日 (光緒九年二月十七日)

○東報彙録 (東瀛報に言う。沖縄県は即ち琉球国なり。向に骨洗の例あり)

八三年四月十三日 (光緒九年三月七日)

○中日高三国大勢論 (昨ごろ字林西字報の設論一則を見るに、意謂えらく、日本、今当に中国と齊心協力し、高麗を保護して以て俄人の謀を遏すべし。高麗の為に計りて即ち己の為に之を計るなり、と。此の言、蓋し深く中日の大勢を知り、能く東海の全局を攬る者なり。竊に謂うに、日本と中国は、既に前年の琉球の役に因りて稍や齟齬あるにあらずや。又上年の高麗の乱に因りて、互相猜忌するにあらずや。然らば則ち此の間隙の時に乘じて、正に拳國の力を竭して以て大いに高麗に造すべし)

八三年四月十五日 (光緒九年三月九日)

○東報彙録 (沖縄県的那覇港に海底電線を新設し、大島を経て以て鹿児島に達す。四月の間に於て竣工を期すべし)

八三年五月六日 (光緒九年三月三十日)

○論日本近事 (日本の近事を論ず) (按ずるに、日本は漢に於て倭と爲る。…近歲、大いに國制を更め、封建を罷めて郡県と爲し、守令を以て列侯に易う。…その理財・製器・料民・備兵・立約・通商の諸大

端は、みな法を泰西に取る。…大いに兵艦を増し兵を台澎に耀す。我が中国、二十五倍の地、百倍の衆を以て、是れ豈に以て一戰する能わらんや。乃るに、威を養いて持重し、与に争うを屑しとせざれば、犒を受けて還る。未だ幾くもせずして琉球王を脅し、土を納れて降を請わしめ、その國を県と曰い、朝鮮を経略するの師、また告ぐるを見るなり)

八三年五月十九日 (光緒九年四月十三日)

○日報彙録 (又云う。明治十二年四月の間より、日本、琉球を廃して県と爲す。政府即ちに鍋島直彬を派して該処の県令と爲し、事に遇えは教導し、日本の制度を行ふ。十四年四月の間に至って、政府また上杉茂憲に委して之に代う。今年四月の間、上杉茂憲は東京に調回し、…政府は即ちに岩村通俊を派して之に任ず)

八三年六月一日 (光緒九年四月二十六日)

○東瀛雜聞 (日本新聞に云う。某日、琉球人数名、稟帖を携有し中国に來らんと欲するあり。稟する所何事たるを知らず。希納入哈喇地方に至って巡捕の見る所と爲り、遂に拘わられて護送せらる。官、何の辦法を作すやを知らざるなり)

八三年六月五日 (光緒九年五月初一日)

○屬國重輕說 (大國の藩屬あるは猶お一身の爪牙指臂あるがごとし。…朝鮮は首を稱し、越南はその次なり。叢爾たる琉球は同文の國にして民に閩粵の族多しと雖も、海外に孤懸し、地は小にして瘠せ、以て存を固るに足らず。殊に未だ爪牙指臂を以て之を喻うべからず。…我が中朝の琉球の君臣に於けるや、父子の義賅のみ)

八三年六月十一日(光緒九年五月初七日)

○東瀛瑣聞「琉球王尚泰君の伯父伊江王子は、その摂政に当たるの時、威權赫奕にして一に守旧を以て主と爲す。鹿藩僞島の後に及び、退きて邸宅に居り、門を閉ざし客を謝し、足地を履まざる者業に已に四年なり。開化の諸人と茫然隔絶す。本年忽ち前轍を改め西書を通読し、該処の有志輩は互相往来す。聞く者、覚えず欣喜す」

八三年七月一日(光緒九年五月二十七日)

○東瀛雜聞(又云う。近来、琉球人の大阪地方に在りて古時の刀剣を収買する者甚だ多し)

八三年七月十四日(光緒九年六月十一日)

○東報摘録「沖縄県人民、私に自ら逃れて中国に赴く者、実に繁として徒あり。皆該処の官吏の立法善からざるに因る。刻ごろ擬して保甲の法を行い、戸籍を厳査し、再び脱逃の患あらしむるなからんとす」

八三年十一月二十二日(光緒九年十月二十三日)

○琉人可憫(琉人憫むべし)「寧波の西人、二十日に來信して諸を字林西報に登せて云う。二十九日、途に在りて琉球難民十人あるを見る。日本語を操るに因り、法を設けて之と問詢せり。廻るに云う、…我等十人、鎮海に至り、華官の収留する所と爲る。府城に送り至りて察問する者、已に二三次なり。租界に在りて行き過ぎるに、西人或は銀錢を以て相贈るも、皆官役等の為に取り去られ、囹圄の中に異なるなし、と。…彼の該西人の言う所、如し果して実に属さば、大いに遠人を懷柔するの道に非ず」

八三年十一月二十五日(光緒九年十月二十六日)

○書寧波西人論琉球難民後(寧波の西人の琉球難民を論するの後に書す)「日本、強詞もて理を奪い、自ら琉球を以てその建つる所の外藩と爲す。維新より以來、秦始皇の郡県の制に法り、尽く封建を廢す。遂に藉口して以て琉球を県とし、その王を東京に遷す。…兩三年来、琉球の遭風の難民、漂いて浙閩の洋面に入り、巡洋の兵船の帶帰して撫恤するを被り、名に按じて資もて遣り、仍お旧例に循いて辦理し、該省の督撫より奏報し、諸を邸鈔に頒ち、中外の諸人をしてみな中国の琉球を忘れざるを曉然せしむ」

八三年十一月二十八日(光緒九年十月二十九日)

○索取琉人(琉人を索取す)「琉球の難人寧波に在るの一節は、曾て経に列せり。茲に悉りたるに、上海の日本領事、已に員を派して寧波に前往せしめ、道憲に謁見し、此の琉人を求めて日本に帰らしめんと欲す」

八三年十一月三十日(光緒九年十一月一日)

○琉人帰国(琉球難民を索取するの一節は、茲に悉る。日員、道憲に問えば、道憲答えるに、此の項の琉人は早に七月の間に鎮海県令に着して送りて帰国せしむるを以てす)

**B 「循環日報」の関連記事・論説見出し及び概要読み下し文**

七九年八月二十九日(光緒五年七月十二日)

◎論日本防琉球(日本の琉球を防ぐを論す)「琉球は日本に於てまた心悅誠服し、愛戴惟れ深き者には非るなり」

八〇年二月十四日 (光緒六年一月五日)

○日使来華 (日使、華に来る) (前に日本國家、琉球を併するの一事に因り、中國と噴として煩言あり、特に使臣を遣派し、航海して前來せしめ、その事を和解せしむと傳う。茲に遣わす所の使臣は仁齋嘉嘉昆たり、並びに兼ねて俄國公使に充たるを悉る。現に已に束装して道に就き、將に先に中國の京師に到り、總理衙門に赴きてその故を剖明し、嫌疑尽く釈かれ和好初の如くするを俟ちて、然る後俄邦に往くと云う)

○日本兵船来華 (日本の兵船、華に来る) (聞くに、日本、兵船の干哥乾なる者あり、將に駛して中國の海面に来らんとす。…それ海道を巡歴するを以てするか、抑も威を中國に揚ぐるを以てするか、未だ得て知らざるなり)

八〇年二月十八日 (光緒六年一月九日)

●西報論滅琉球事 (選録申報) (西報、琉球を滅ぼすの事を論ず)

八〇年二月二十三日 (光緒六年一月十四日)

○西船来東 (西船、東より来る) (欧州より通到せる郵音に謂う。欧州諸大國は中東の事に於て、極めて関心する所あり、と。茲に聞くに、中國、日本と琉球を理論し、各々一説を持し、久しく決する能わず、將に和を失うの耗あり。德國、特に兵船を派し、東に向いて來たり、情形を体察す、と)

八〇年三月三日 (光緒六年一月二十三日)

○美邦郵報 (美國總統の伯理理天徳…宣諭する所の者は、均しく狂國の大敵に属す。…茲にその亞洲と関渉する者三事を拵び、録して衆覽に供す。…その二に則ち謂う。近ごろ、中東は琉球の事の為に漸やく

和を失うを致す。我が國家は睦隣を切にするを志し、この民の尽く仁壽の域に登り共に昇平の福を享けんことを期し、中より和を勧め、以て衆を啓きて生靈の塗炭を致すを免れんことを情願す、と。…按ずるに、美總統の言う所の三事、…中東の為に調停し、言を好に掃し兵氣銷せしめんと欲するに至つては、日月の光もて腸熱められ心愁むと為し、甚だ感佩すべし。惟だ琉球は既に已に夷けて郡県と為したれば、日人は断じて首を低れ心を降し狐猾狐狸の誦を貽し難し。究に未だいかにか調停するやを審かにせざるなり)

八〇年三月三十一日 (光緒六年二月二十一日)

○琉球近耗 (本月十二日の日本郵報に謂う。中朝、俄國の事に因り、遂に琉球の一節に於て姑く置きて論ずるなし。是れ日本、中國と此れより間言なかるべし、と。…又云う。琉球の事は總統赫蘭の論ずる所に因り、日廷また心に感動し、繪て兩國の言、好に掃し、立ちに嫌疑を釈き、重ねて輯睦を致くせんと期す、と。按ずるに、赫蘭總統、東瀛に到るの時、曾て恭邸及び李爵相の囑する所を以て日廷に勧め、その調処するを聽す。並びに兩國の利害を得て日本の外務大臣に対して開導す)

八〇年四月三日 (光緒六年二月二十四日)

○俄國兵船至日境 (俄國の兵船、日境に至る) (普京の伯靈より書を士丹達西報に馳せる者あり。その言に曰く、俄國、水師の兵船一隊あり。…久しからずして將に尽く行駛して太平洋に入り、横浜港口に停泊せんとす。此の事、邸報に見る。聞く者甚だ駭異たりと云う。或は意を以て之を度れば、必ず伊犁の一事の為に中國と難を作さんと思ふ。兵衆の開かるるや必ず遠からず。その日本とは固より深仇夙憾なきが若し)

八〇年四月六日(光緒六年二月二十七日)

●日人論中俄事(日人、中俄の事を論ず)〔日本の京報に云う。…如し水戦に在りて、俄は助を日本に求めざれば、恐らくは水師の強は彼に在りて此に在らず。日本をして一たび中国に袒せしむれば、英法および日耳曼三国はまた必ず従いて中を助けて俄を撃つべし。何ぞや。中国は諸國と貿易すること最も広く、諸國は必ず肯てて袖手せざればなり。此れ、日人の中俄の事を論ずるなり。…水師の一節に、俄は當に救を日本に求むべしと謂うに至っては、その言此の如きも、その意は中国當に日本に救を求むべしと謂うなり。此れ、論を待たずしてその妄たるを知る。誇耀の詞、一喙に値せず〕

八〇年四月七日(光緒六年二月二十八日)

●日人論中俄事(日人、中俄の事を論ず)〔俄廷、現在の情事危かるべく、日を終るべからざるの勢いあり。且つまた財用匱乏し、軍需孔はだ急にして、已に支うべからず。…此れ、日人の論なり。余謂うに、中俄の事は、…若し外國を招きて以て相い助ければ、正に所謂前門に虎を拒み後門に狼を進めるものにして、勝つと雖も猶も敗るるがごとし。戦は不戦にしかず。況や外國未だ助くる能わざるをや〕

八〇年四月十六日(光緒六年三月初七日)

◎論日本擬遣人來學中國(日本の擬して人を遣し來たりて中國に學ばしめんとするを論ず)〔試みに日本を觀るに、維新より以後、上將軍はその政柄を朝に還し、君は府を守るの虞なく、國は驟に強きの勢いあり。威調う。その君毅然としてその故俗を捐て泰西に歩武するに非ざれば、断じて此に臻る克わず、と。然れども正朔は既に已に改めり。服色は既に已に易えたり。言動飲食はまた且に之を踐み維れに肖せる。是れ

よりして魯を台湾に觀る。是れよりして琉球を夷滅し、更に以て志を逞うして雄を稱するに足る。…弱を転じて強と為し、貧を去りて富を致さんと欲すれば、泰西を學び、民を化し俗を成し、長く治めて久しく安んぜんと欲すれば、中國を學び、固より並行して悖らざる者なり〕

八〇年四月二十日(光緒六年三月十二日)

◎論中國急務在固結民心(中國の急務は民心を固結するに在るを論ず)〔從來、國勢の安危は民心の渙萃に在り。未だ民心離散するあらずして、國家は以て長く治め久しく安んずる者なり〕

○俄人留意東瀛(俄人、東瀛に留意す)〔俄は日本と庫頁島を換えてより、遂に民を使して成を置き、以て重鎮と成すを得んと期す。而して日本の北門の管鑰は已に潜かに俄人に付せり〕

八〇年四月二十七日(光緒六年三月十九日)

◎論俄日結好(俄日の好を結ぶを論ず)〔近日の天下の大勢を論ずる者謂う。亞洲の大局は惟だ俄のみ患うるに足る。而して中國日本は欲を結び交を締む、以て輔車の依を固くし、犄角の勢いを成さんことを欲す、と。之を究むるに、日本は雄心を逞うするの方に務め、遠略を以て務めと為し、琉球を滅ぼし高麗を弱め、中朝の屬服を削るに岌岌とし、中國の怨嫌を滋し、並えて俄國のその東封を肆にするを防がざるなり。…琉球の一事に因り、中人既に日本を怨むの心あり、日人また中國を防ぐの意あり、兩つながら相い齟齬し、嫌隙潜かに滋す。俄人は是に於て勢に因りて利導し、錫爵を以て牢籠と為し、交好を以て聯絡と為す。而して日人はまた一の強援を結ぶを得て、中國をして之を聞かしむれば、必ず敢えて軽く争を啓かず、干戈は以て永く息むべく、琉球は以て終に有つべし、と。是れを審かにすれば、俄人は誠に狡なれども、日人また

甚だしく愚なるには非ざるなり」

八〇年四月二十九日 (光緒六年三月二十一日)

○論日本設興亜会 (日本に興亜会を設くるを論ず) (嗚呼、東瀛の事勢、今日に至りて又当に一変すべし。琉球は既に已に夷滅せられ、高麗は振興を知るなく、その以て自立して雄と為るに足る者は惟だ日本のみ。…今聞くに、その国の有志の士、また興亜会の名目を設有す。その意は蓋し亞洲の大勢を振興し、國運をして日に隆んならしめ、駭駭然として欧州と比烈せんと欲するなり。…是れ則ち此の会の創るや、洵に志大にして計深く、慮週にして心熟し。それ民間の議政人員を公挙するの法を行わんことを諍い、及び武を講ずるの諸事とは、豈に同日にして語るべけんや)

●西報論中俄事 (西報、中俄の事を論ず) (俄人久しく馬利地方を取らんと欲するも、始めは則ち徳谷蛮の戦に困しみ、今また中国の震怒に困しめば、馬利の匪は豈に異時を待ちて始めて兵を罷めんや。此れ猶お日本琉球の事にして、中国今は置きて問わざるがごとし。故に、俄一たび動きて日本琉球の禍は解かれ、中国一たび動きて阿富汗馬利の役また解かる。此れ日本の幸なり)

○日本設立興亜会 (日本、興亜会を設立す) (前に西字報に、日本朝廷擬して人を遣して中土に前来せしめ、中国の語言文字を学習せしめんとすと謂うを録す。…茲に悉りたるに、此の議実はその國の臣民より倡えらる。同志を糾合し、一の会を創立し、名づけて興亜という。蓋し亞細亞洲の大勢を振興するに取るなり)

八〇年四月三十日 (光緒六年三月二十二日)

○興亜会事統録 (興亜会の事、統いて録す) (惟うに、興亜会の設、

その意は甚だ深くして、その識は極めて遠し。茲に会中の緒言を左に再録し、覽観する者をして因りて以て日人の志の存する所を知るを得せしむ)

八〇年五月七日 (光緒六年三月二十九日)

○東瀛郵報 (中国朝廷、前に曾て日本に諍いて謂う。如し俄、中国と難を為し、干戈を以て相に向かえば、日本、中を助けて以て俄を撃たんことを諍う、と。茲に日本、特に燕那儀を遣し中国に回答す。聞くに、燕那儀曾て日本朝廷の諭旨を奉じて言う。俄もし弊を啓くの事あれば、日本は惟だ兩つながら相い助けざるの義を守り、並えて偏袒するなし、と。又聞くに、燕那儀更に諭旨を奉有したるに、それに着して中朝と琉球の事を論定せしむと云う)

八〇年五月十四日 (光緒六年四月初六日)

○論中日当軼嫌 (中日は当に嫌を積くべきを論ず) (日人、亞洲の大局の危うかるべきを以て、二三の有志の士、興亜会を設立し、以て各國を聯絡せんことを冀う。…一日、会中の士の來訪するあり。余之に謂いて曰く、当今亞洲中に在りて屹然並峙する者は中国と日本のみ。その唇齒の相い依り輔車の相い衛ると為す所以は、一日として或は緩むべからず。然らば即ち兩國の交は自ずから宜しく誠を開き公を布き、相い見るに天を以てすべし。即え如し琉球の一小國、固より中日兩國に並属する所の者にして、地界を以て之を論ずれば、日に近きと為すも、然れども日はその君を俾えてその地に抛り、之を夷げて県と為し、傾覆して之を翦滅するを得ざるを要むるなり。日人、百端を設けて以て自ら解くと雖も、滅國の二字は究に辭する能わず。中国は琉球の事を以て追問する所あるも、また理の然らざるを得ず、情の有らざるを得ざるに出る。而る